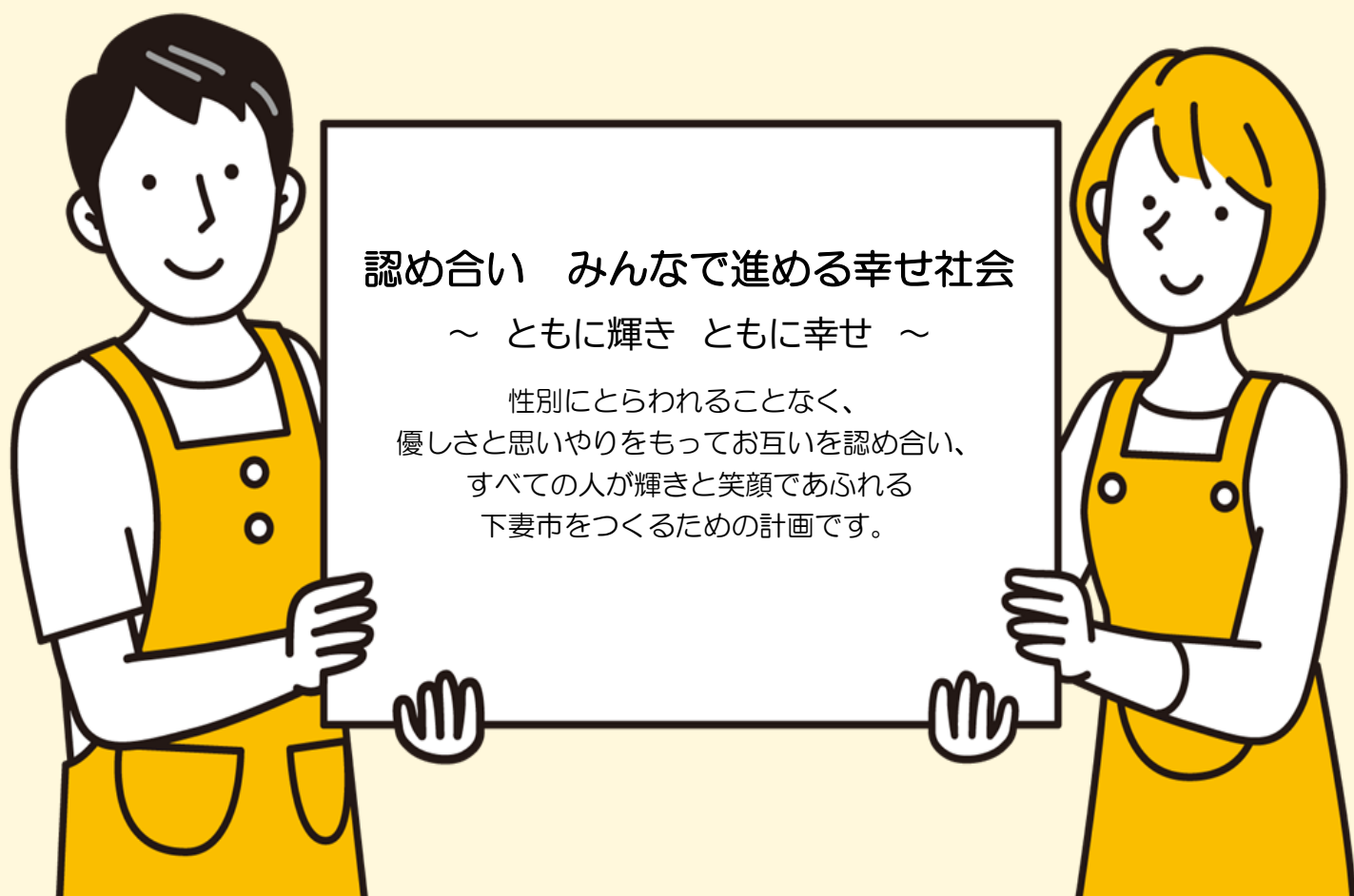


# 第4次 下妻市男女共同参画推進プラン 2022～2031



認め合い みんなで進める幸せ社会

～ とともに輝き とともに幸せ ～

性別にとらわれることなく、  
優しさと思いやりをもってお互いを認め合い、  
すべての人が輝きと笑顔であふれる  
下妻市をつくるための計画です。

下妻市



## はじめに

少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少や新型コロナウイルス感染症の拡大、頻発する災害など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、このような状況の中で活力ある地域社会を築くためには、誰もが多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。



本市では、平成19年から5年毎に策定している「男女共同参画推進プラン」と、平成24年に施行された

「下妻市男女共同参画推進条例」と並行して、男女共同参画社会の実現を目指し各種施策を展開してまいりました。しかしながら、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識や慣行がいまだに根強く残っているのが現状であります。

こうした状況を踏まえ、「第4次下妻市男女共同参画推進プラン」を策定いたしました。本プランは「女性の活躍推進」をはじめ、SDGs（持続可能な開発目標）にある「ジェンダー平等の実現」、さらには「意識改革教育」に重点を置き、性別や年齢、国籍、性的少数者などの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるまちづくりの推進を図るものであります。

人生100年時代が到来し、誰もが自分らしく個性と能力を発揮できる持続可能な男女共同参画のまちづくりを推進してまいりますので、市民をはじめ事業者、関係機関の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたりましては、熱心にご審議いただきました下妻市男女共同参画推進委員会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリック・コメントを通じ貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様から心から感謝申し上げます。

令和4年3月

下妻市長 菊池 博



## 目次

第1章 プラン策定にあたって .....	1
1. プラン策定の趣旨と背景 .....	2
2. 男女共同参画に関する動き（世界、国、県、市） .....	3
3. プランの性格と位置付け .....	5
4. プランの期間 .....	6
5. プランの策定体制 .....	6
第2章 男女共同参画を取り巻く市の現状 .....	7
1. 統計から見える状況 .....	8
(1) 人口や世帯の状況 .....	8
(2) 出生の状況 .....	10
(3) 結婚や離婚の状況 .....	11
(4) 就業の状況 .....	13
(5) 国際化の状況 .....	14
(6) 審議会や委員会への女性の登用状況 .....	15
2. アンケート調査から見える市民の意識 .....	16
(1) 調査の概要 .....	16
(2) 主な調査結果 .....	17
3. 第3次推進プランの推進状況 .....	25
(1) 事業の進捗状況 .....	25
(2) 指標項目の達成状況 .....	26
第3章 プランの基本理念と目標 .....	27
1. プランの基本理念 .....	28
2. プランの目標 .....	29
3. プランの体系 .....	30
第4章 プランの内容 .....	31
基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進 .....	32
施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 .....	32
施策の方向性2 職場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） .....	35
施策の方向性3 地域における男女共同参画の推進 .....	40
基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現 .....	45
施策の方向性1 あらゆる暴力の根絶 .....	45
施策の方向性2 生活上の困難に対する支援と多様性の尊重 .....	48
施策の方向性3 生涯を通じた健康支援 .....	53
施策の方向性4 防災・復興における男女共同参画の推進 .....	56

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 .....	58
施策の方向性1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 .....	58
施策の方向性2 教育・メディアを通じた男女共同参画への意識改革 .....	63
数値目標 .....	66
第5章 プランの推進 .....	67
1. プランの推進体制 .....	68
(1) 下妻市男女共同参画推進委員会 .....	68
(2) 庁内推進体制 .....	68
(3) 関係機関との連携 .....	68
2. プランの進行管理体制 .....	68
資料編 .....	69
1. 計画の策定経過 .....	70
2. 下妻市男女共同参画推進条例 .....	71
3. 下妻市男女共同参画推進条例施行規則 .....	75
4. 下妻市男女共同参画推進委員名簿 .....	78
5. 下妻市男女共同参画庁内推進会議設置要綱 .....	79
6. 主な相談窓口 .....	81

## 第1章 プラン策定にあたって

---

1. プラン策定の趣旨と背景
2. 男女共同参画に関する動き
3. プランの性格と位置付け
4. プランの期間
5. プランの策定体制

## 1. プラン策定の趣旨と背景

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を得、共に責任を担いつつ政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる社会が「男女共同参画社会」であり、その実現のため、これまで世界規模で多くの人々が力を尽くしてきています。

平成 27（2015）年には、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための 17 の国際目標のひとつに「ジェンダー<sup>1</sup>平等の実現」を掲げた SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）が国連において採択されました。また、我が国でも、「2020 年 30%」の目標（社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるように期待する）が平成 15（2003）年に男女共同参画推進本部において決定され、具体的な活動が幅広く推進されてきました。しかし、2020 年を迎えても、この目標は特に政治分野や経済分野を中心に十分な達成が得られず、社会的にも、性別に応じた固定的な役割分担の意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、人々の間に依然として強固に残されています。

更に、近年頻発する大規模な自然災害や令和 2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活基盤や人と人のつながりという社会基盤を棄損するとともに、配偶者からの（性）暴力の増加や雇用・所得への負の影響を女性の側により深刻なかたちで顕在化させており、私たちは、男女共同参画社会づくりの重要性を改めて認識することとなりました。

本市では、平成 19（2007）年の「（第 1 次）下妻市男女共同参画推進プラン」の策定を皮切りに男女共同参画社会づくりに向けて取り組んできました。この度、現行の「第 3 次下妻市男女共同参画推進プラン」が最終の計画年度を迎えたことから、これまでの取組の成果や課題、現在の社会的な背景等を踏まえつつ、対象を「男女」から、年代や国籍、SOGI<sup>2</sup>（性的指向・性自認）などの異なる幅広く多様な市民に広げて「第 4 次下妻市男女共同参画推進プラン」を策定することとしました。

---

<sup>1</sup> ジェンダー：人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。ジェンダーは、それ自体に良い・悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

<sup>2</sup> SOGI：Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の頭文字をとった略語。「ソジ」または「ソギ」と読む。性的指向とは、好きになる相手の性、性自認とは自分で認識している性のこと。SOGI は性的マイノリティを表す LGBT も含めたすべての人の性的指向と性自認を表す総称である。



## 2. 男女共同参画に関する動き（世界、国、県、市）

昭和 23（1948）年に国連において採択された「世界人権宣言」の前文に、「男女の同権についての信念の再確認」が明記されて以降、男女共同参画に関しては、世界、国、茨城県、そして本市の中で、多くの動きが生まれています。

以下に、令和 3 年に実施した「本市の男女共同参画に関する市民意識調査」までの主な動きを、時系列で紹介します。

年	主体	内 容
昭和 23（1948）年	世界	「世界人権宣言」採択
昭和 50（1975）年	世界	「第 1 回世界婦人会議」開催
昭和 54（1979）年	世界	「女子差別撤廃条約」の採択
昭和 60（1985）年	世界	「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」採択
	国	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准
昭和 62（1987）年	国	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
平成 3（1991）年	国	「育児休業法」公布
平成 6（1994）年	国	「男女共同参画室」及び「男女共同参画推進本部」設置
平成 7（1995）年	世界	「北京宣言」採択
	国	「育児休業法」改正 ※「育児・介護休業法」に名称改正
平成 8（1996）年	国	「男女共同参画 2000 年プラン」策定
	県	「いばらきハーモニープラン」策定
平成 11（1999）年	国	「男女共同参画社会基本法」施行
平成 12（2000）年	世界	「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択
	国	「男女共同参画基本計画」閣議決定 「ストーカー規制法」施行
	県	「いばらきハーモニープラン後期実施計画」策定
平成 13（2001）年	国	「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置
	県	「茨城県男女共同参画推進条例」制定
平成 14（2002）年	国	「DV 防止法」全面施行
	県	「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」策定 「茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会」設置
平成 15（2003）年	国	「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定
	市	市民を対象に「男女共同参画に関する意識調査」実施

年	主体	内 容
平成 17 (2005) 年	国	「第 2 次男女共同参画基本計画」閣議決定
	県	「女性プラザ男女共同参画支援室」開設
平成 18 (2006) 年	県	「茨城県男女共同参画実施計画」策定
平成 19 (2007) 年	国	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
	県	「いばらきの快適な社会づくり基本条例」制定
	市	「下妻市男女共同参画推進プラン」策定
平成 21 (2009) 年	国	「育児・介護休業法」改正
平成 22 (2010) 年	国	「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定
	県	「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」策定
平成 23 (2011) 年	世界	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UNWomen)」発足
	県	「茨城県男女共同参画基本計画（第 2 次）いきいき いばらき ハーモニープラン）」策定
	市	「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成 24 (2012) 年	市	「下妻市男女共同参画推進条例」施行 「第 2 次下妻市男女共同参画推進プラン」策定
平成 26 (2014) 年	国	「すべての女性が輝く社会づくり本部の設置」閣議決定
平成 27 (2015) 年	国	「女性活躍推進法」公布・一部施行 「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定
平成 28 (2016) 年	県	「茨城県男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定
	市	「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成 29 (2017) 年	市	「第 3 次下妻市男女共同参画推進プラン」策定
平成 30 (2018) 年	国	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・ 施行
令和 元 (2019) 年	国	「女性活躍推進法」改正 「DV 防止法」改正
令和 2 (2020) 年	国	「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定
	県	「女性プラザ」と「男女共同参画支援室」を統合した「男女共 同参画センター（ダイバーシティ推進センター）」新設
令和 3 (2021) 年	県	「茨城県男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定
	市	「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

### 3. プランの性格と位置付け

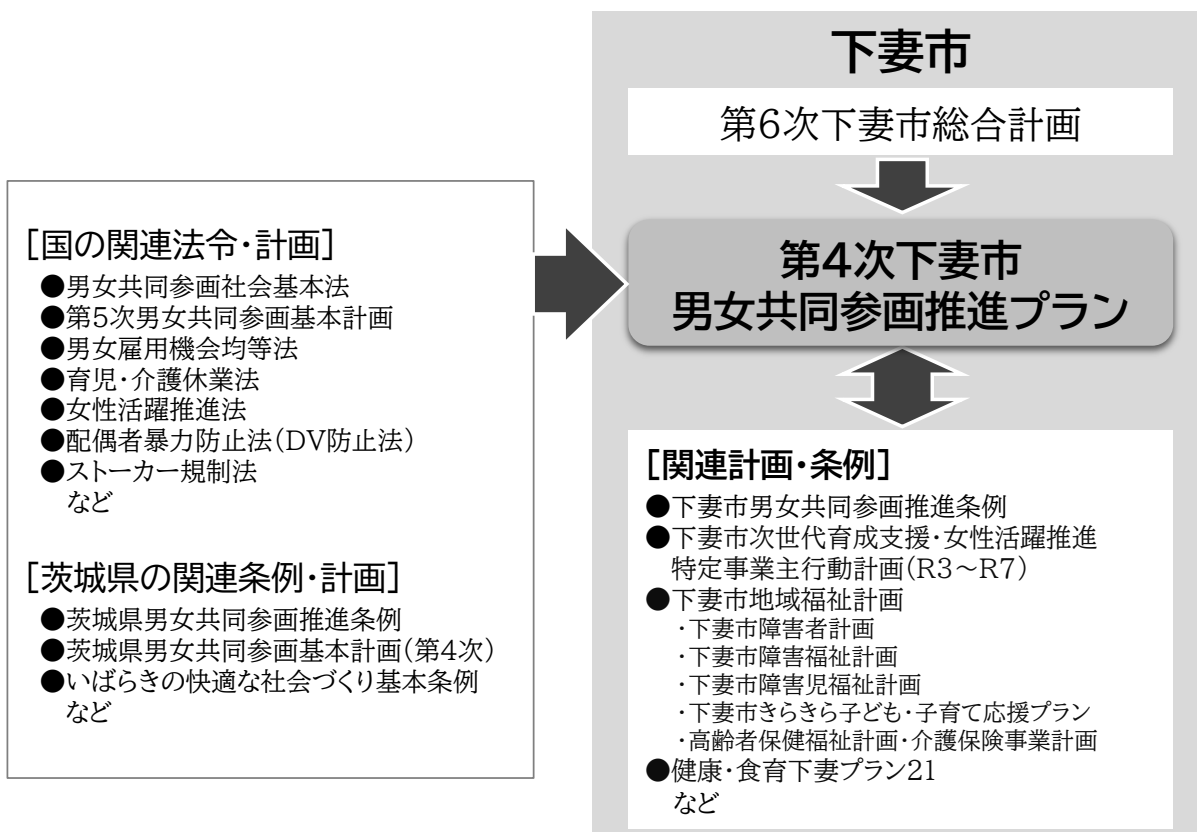
本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。「第3次下妻市男女共同参画推進プラン」の後継計画として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」、並びに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含み、本市の男女共同参画社会形成の推進に関する施策を、市・市民・事業者が一体となって総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画です。

#### 男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

#### 第14条

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。



#### 4. プランの期間

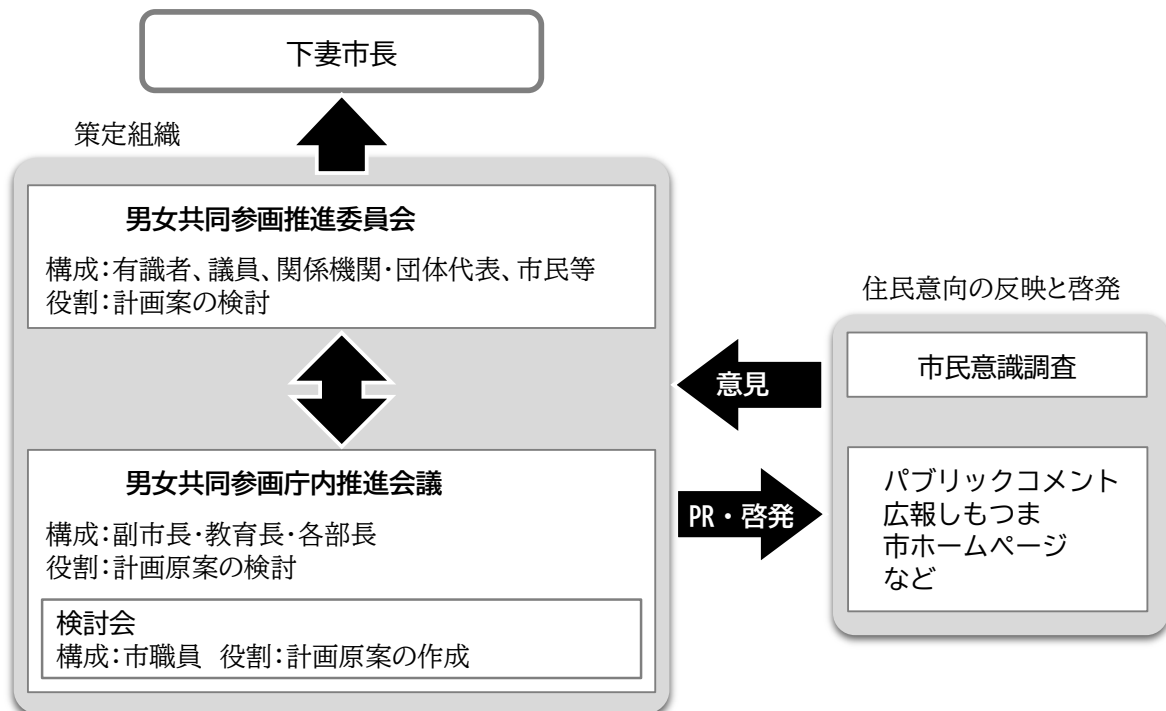
本プランは、令和4年度を初年度とし、令和13年度を最終年度とする10か年を計画期間とします。

なお、計画期間中に法律の改正や社会情勢等に変化があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	平成			令和												
	29 (2017)	30 (2018)	31/元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	
下妻市男女共同参画推進プラン	第3次			第4次												
茨城県 男女共同参画基本計画	第3次			第4次												
国 男女共同参画基本計画	第4次			第5次												

#### 5. プランの策定体制

本プランの策定は、下図に示す体制で行いました。



## 第2章 男女共同参画を取り巻く市の現状

---

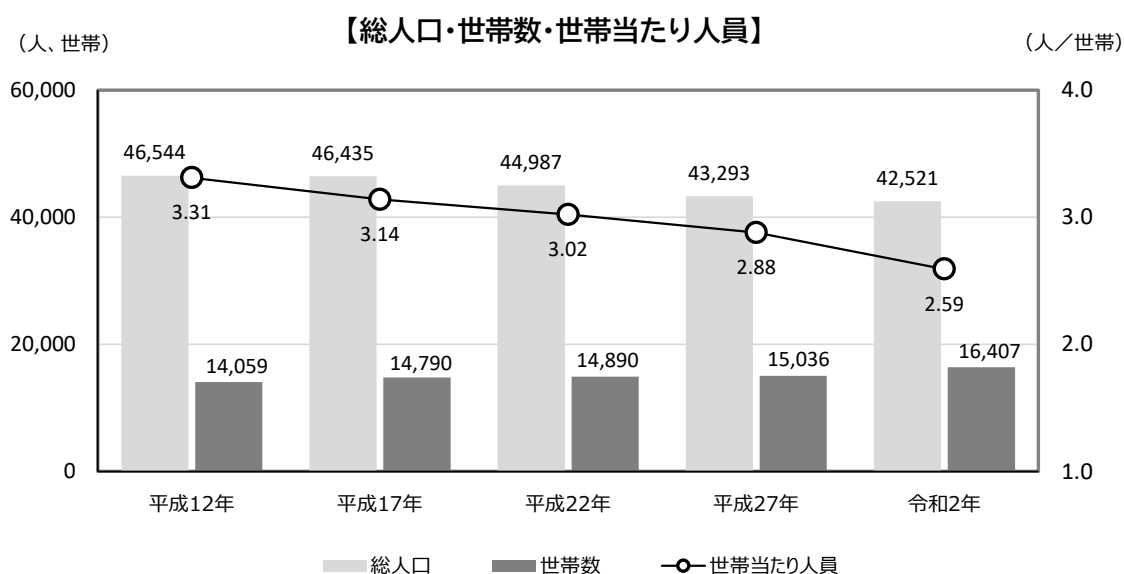
1. 統計から見える状況
2. アンケート調査から見える市民の意識
3. 第3次推進プランの推進状況

# 1. 統計から見える状況

## (1) 人口や世帯の状況

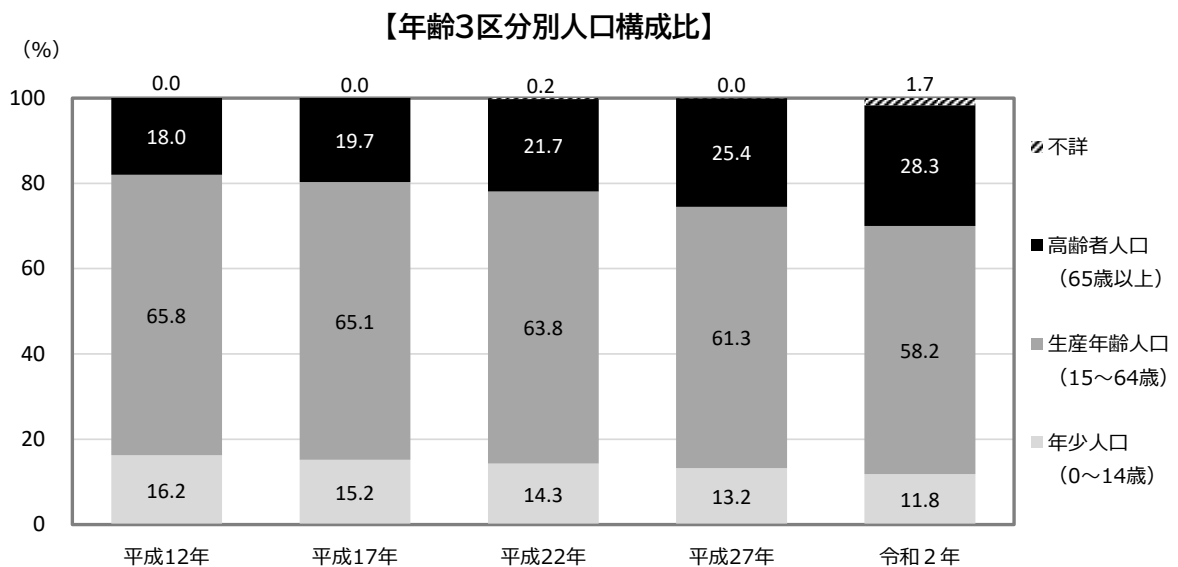
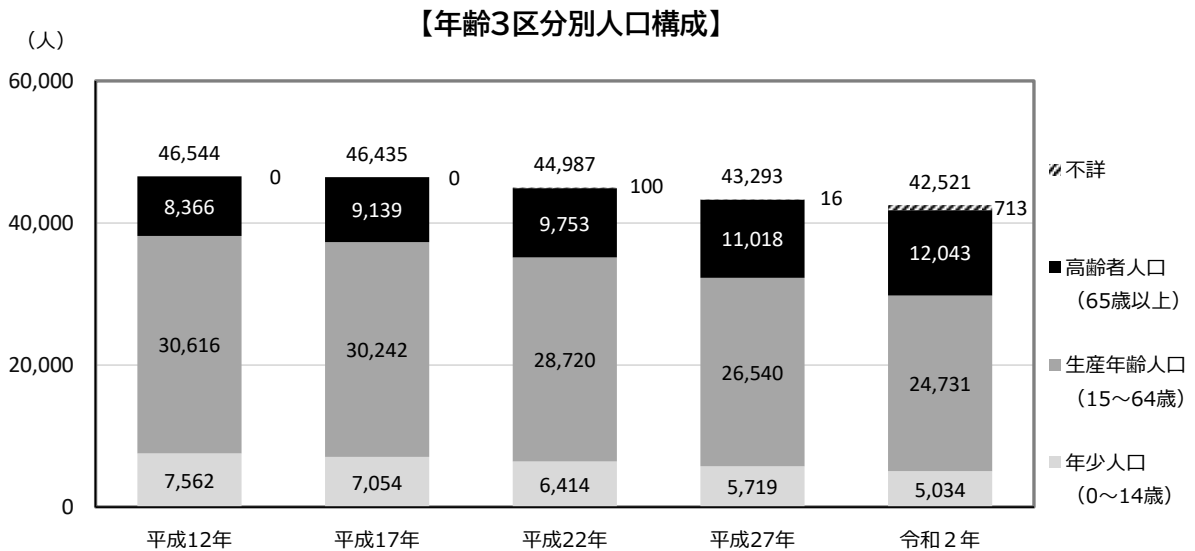
国勢調査によれば、本市の総人口は平成12年以降減少が続いています。令和2年の総人口は42,521人で、前回調査の平成27年から772人の減となりました。

一方、世帯数は増加が続いているため、世帯当たりの人員は徐々に減少しており、令和2年には2.59人と平成27年から0.29人の減となりました。



資料：国勢調査(各年10月1日時点) ※平成17年までは旧下妻市と千代川村の合計値

平成12年以降の年齢3区分別の人口の推移を見ると、15歳未満の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少が続いている一方、65歳以上の高齢者人口は増加が続いており、令和2年の総人口にしめる高齢者人口の割合（高齢化率）は28.3%となっています。

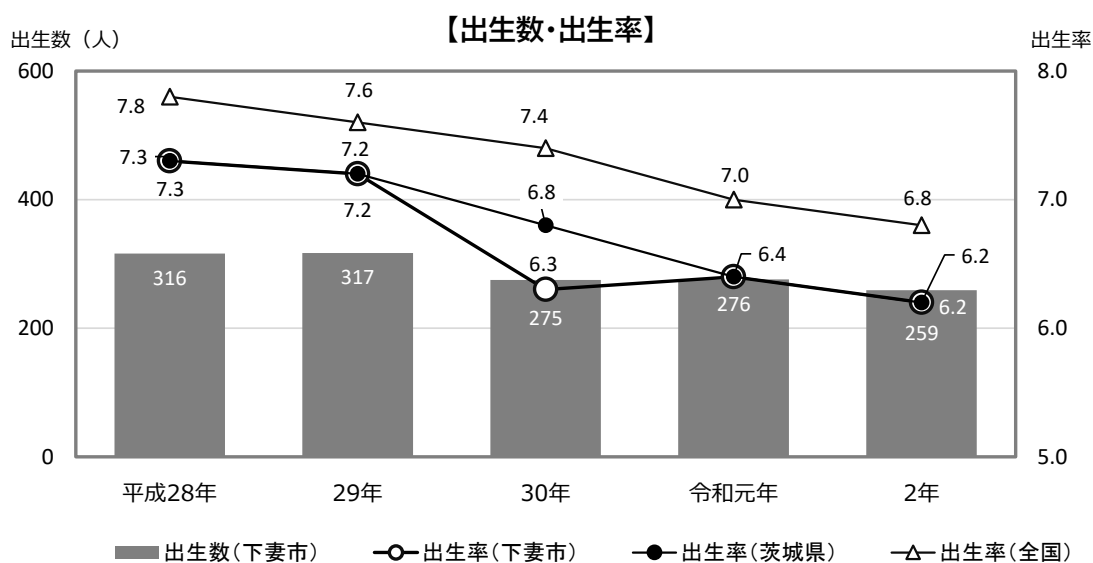


資料:国勢調査(各年10月1日時点) ※平成17年までは旧下妻市と千代川村の合計値

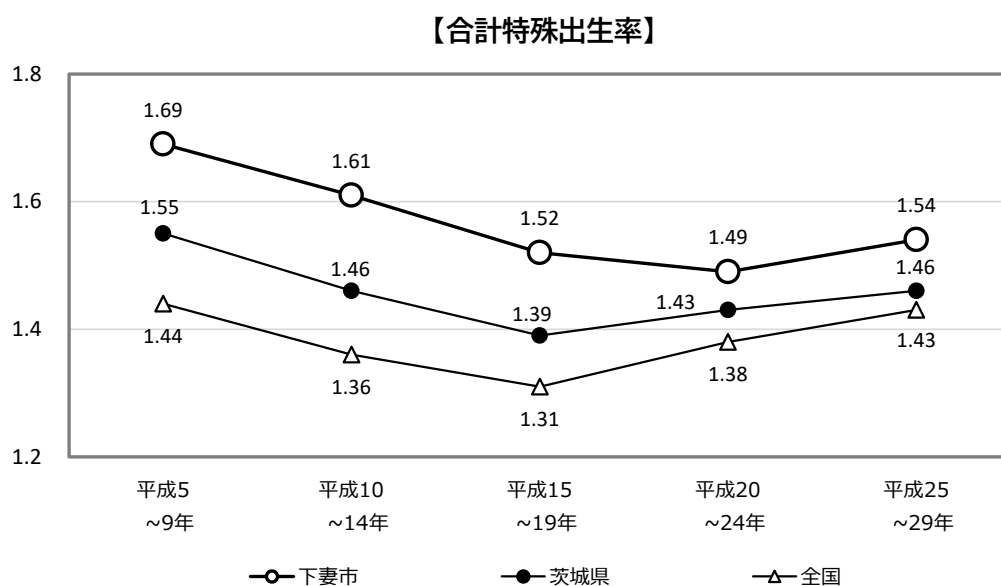
## (2) 出生の状況

本市における平成 28 年から令和 3 年にかけての年間出生数は減少傾向にあります。令和 2 年の出生数は 259 人で、平成 28 年から 57 人の減となりました。人口千人当りの出生数（出生率）は茨城県平均とほぼ同様の数値で推移しています。

本市の合計特殊出生率は、平成 5 年以降全国及び茨城県よりも、高い数値で推移しています。また、平成 25～29 年は 1.54 と、前の期間を上回りました。



資料：(出生数)茨城県の人口(統計しもつま)  
(出生率)茨城県人口動態統計

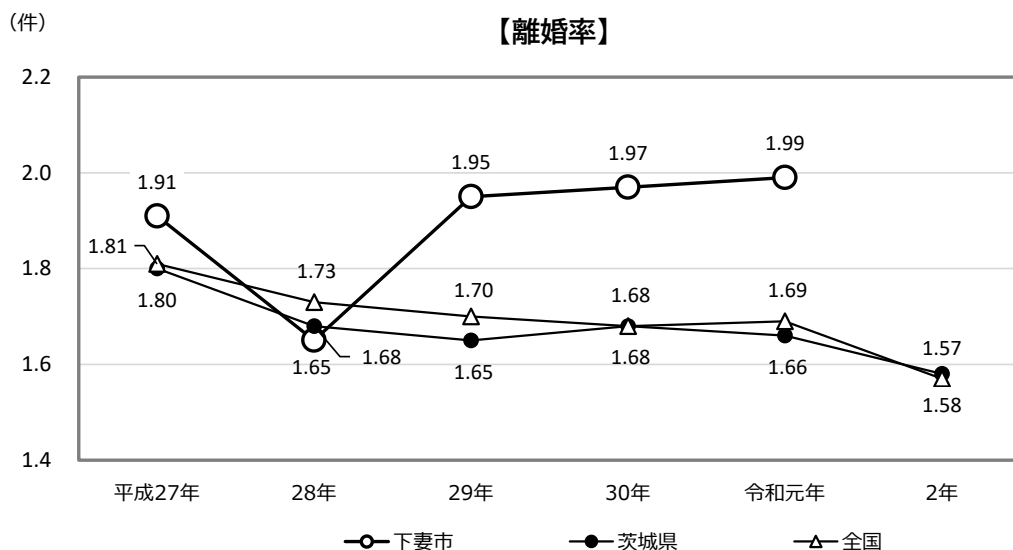
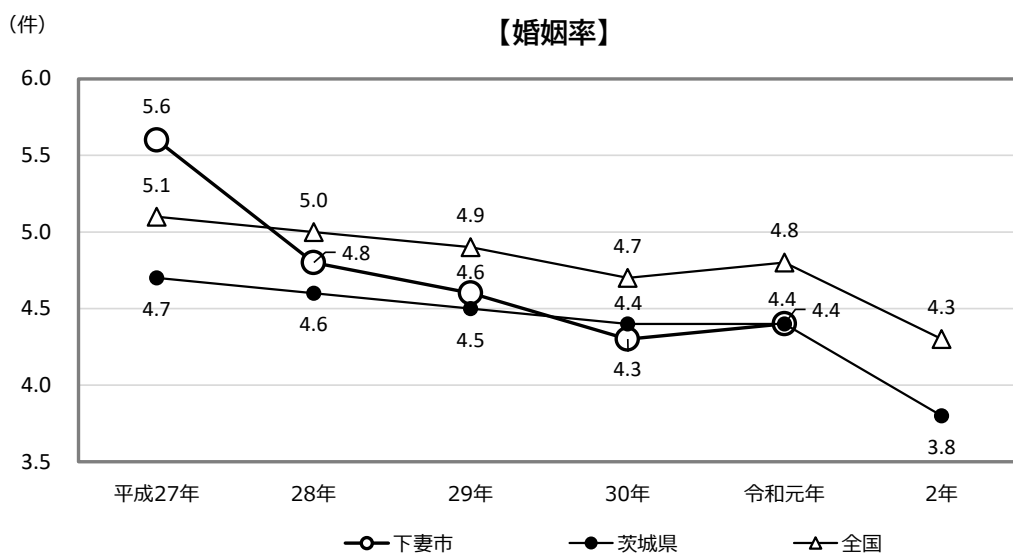


資料：厚生労働省 人口動態 保健所・市町村別統計



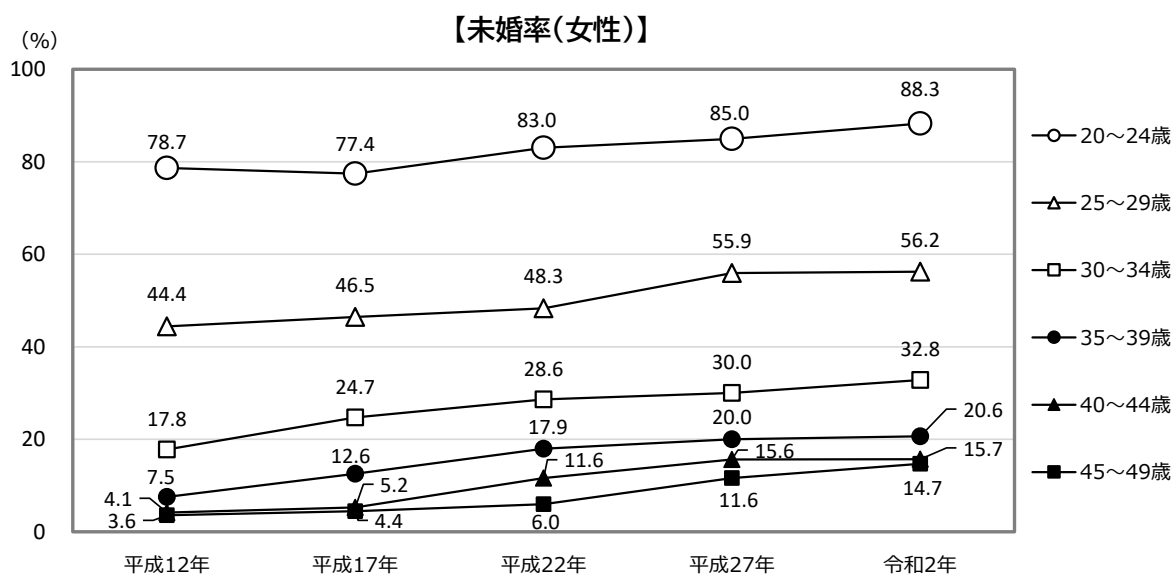
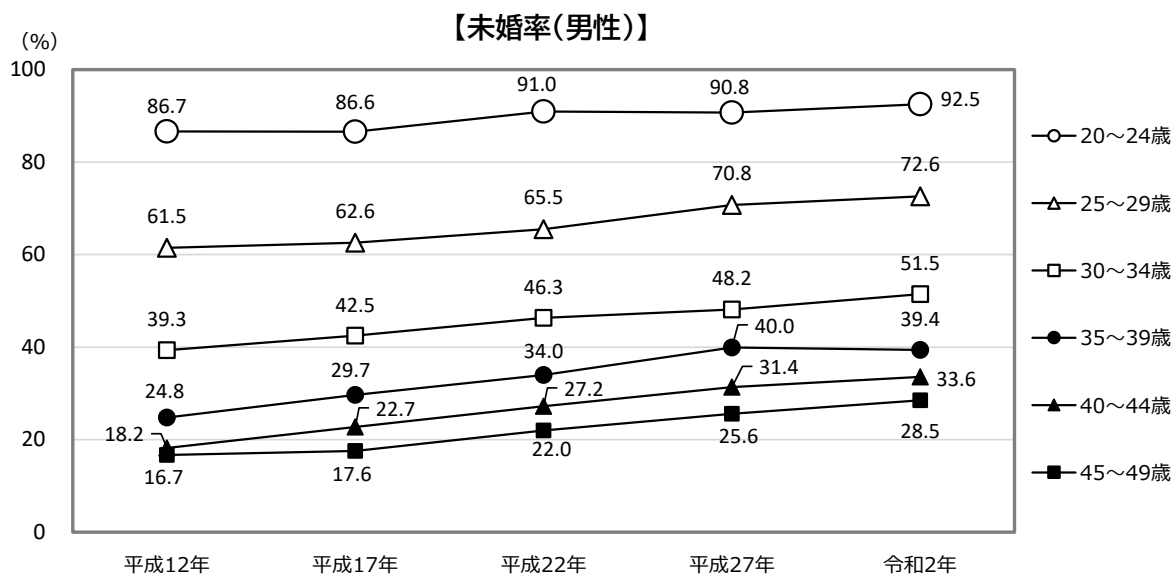
### (3) 結婚や離婚の状況

本市における人口千人当たりの婚姻件数（婚姻率）と離婚件数（離婚率）について、婚姻率は平成 30 年まで低下が続きましたが、令和元年は前年から横ばいとなりました。一方、離婚率は、平成 28 年を除き茨城県及び全国を上回る 1.9 台で推移しています。



資料：茨城県人口動態統計

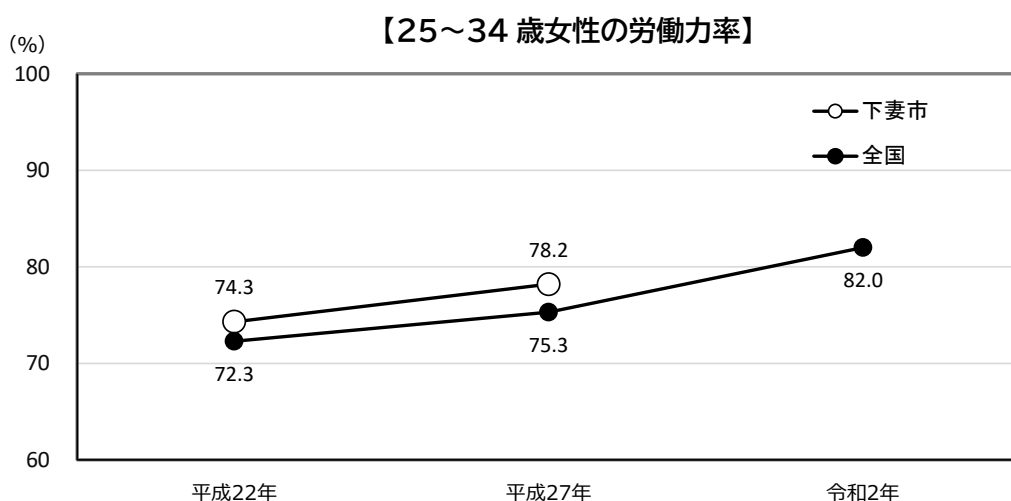
20歳から49歳まで、5歳きざみの年代別の未婚率を見ると、男女ともほぼすべての年代で、調査の度に高くなっています。



資料:国勢調査(各年10月1日時点) ※平成17年までは旧下妻市と千代川村の合計値

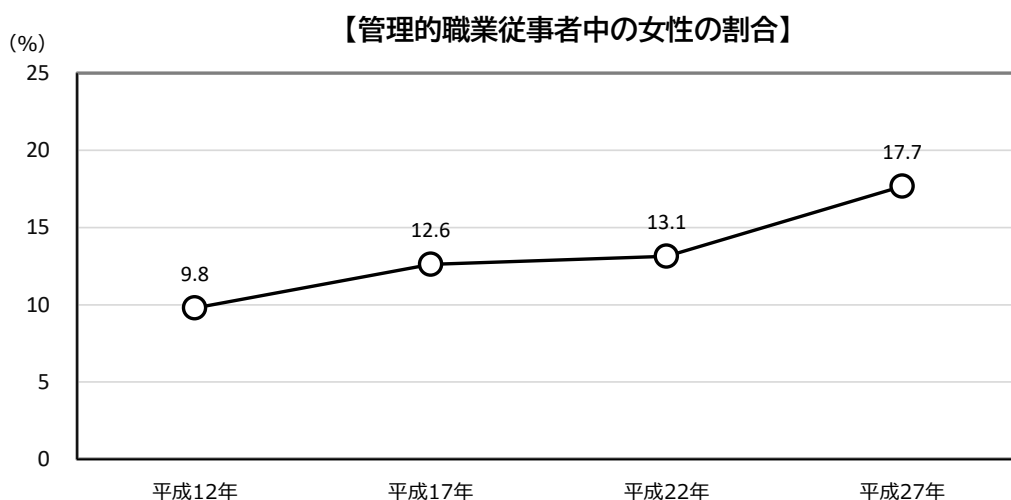
#### (4) 就業の状況

女性の労働力率（総人口に占める労働力人口の割合）については、これまで結婚・子育ての中心年代で前後の年代よりも低い特徴がありました。しかし、近年の25～34歳の年代の女性の労働力率をみると、平成22年以降、全国、本市とも上昇傾向にあり、女性の就労が進んでいることがわかります。



資料:下妻市は国勢調査(各年10月1日時点) 全国は総務省労働力調査(年平均)

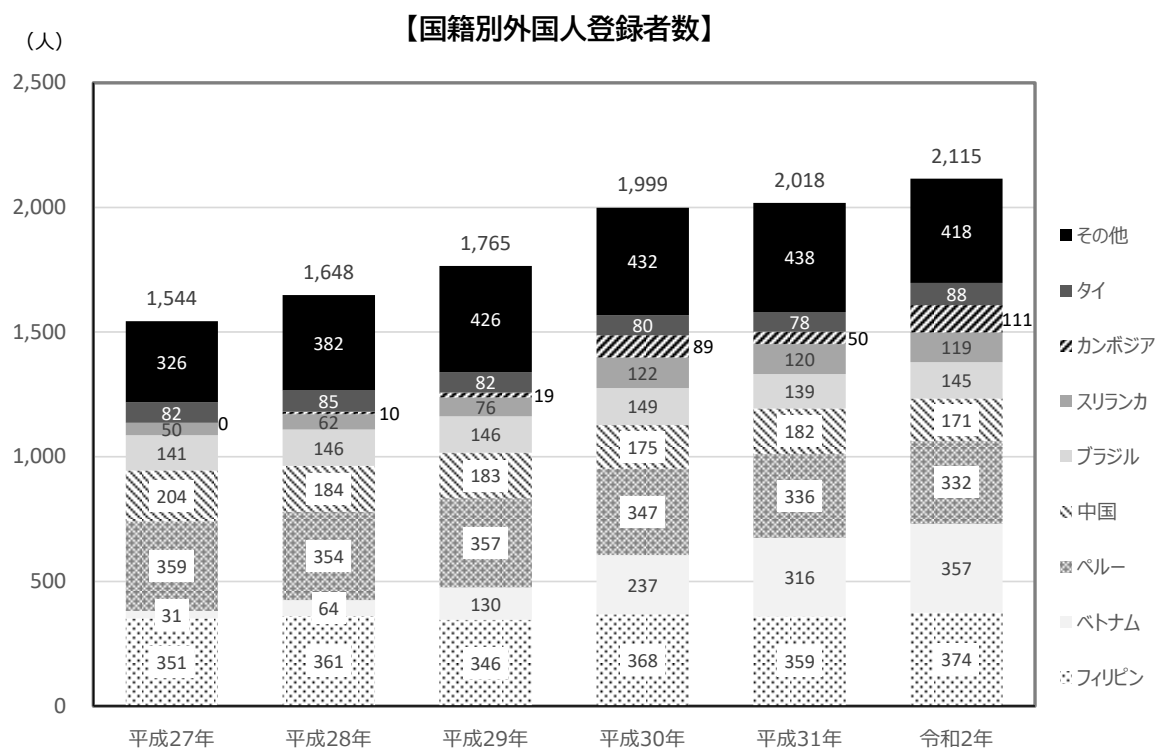
また、本市における15歳以上の就労者で管理的職業に従事している人（いわゆる「管理職」）に占める女性の割合は、調査の度に上昇しています。特に平成22年から平成27年にかけては、4.6ポイントもの大きな上昇となっています。



資料:国勢調査(各年10月1日時点) ※平成17年までは旧下妻市と千代川村の合計値

### (5) 国際化の状況

本市の外国人登録者数は平成 27 年以降年々増加しており、令和 2 年には 2,115 人と 5 年間で 571 人 (37.0%) の増となっています。国籍別ではベトナムの増加が著しく、令和 2 年には 357 人と 5 年間で 11.5 倍となり国籍別でフィリピンに次ぐ第 2 位となっています。

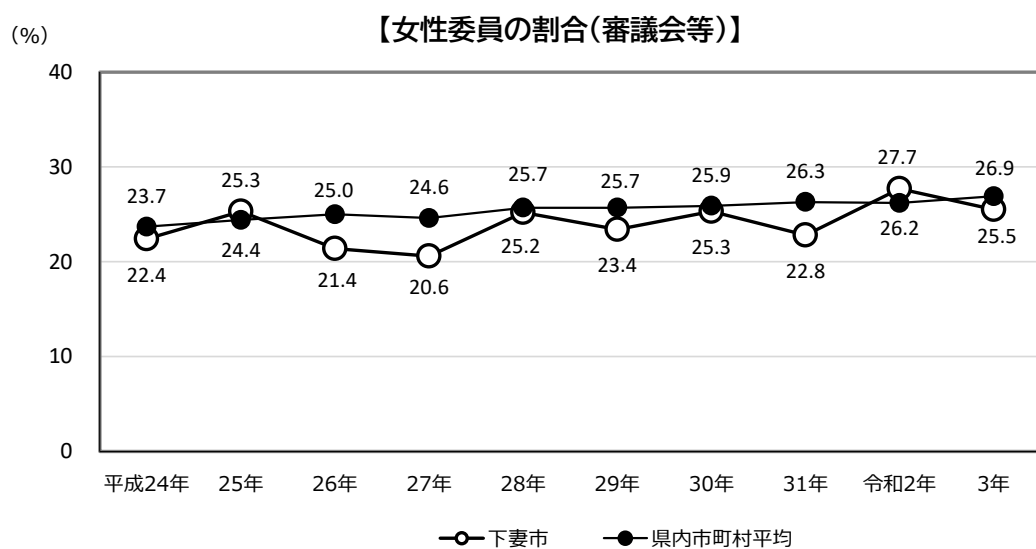


資料:市民課(各年4月1日時点)

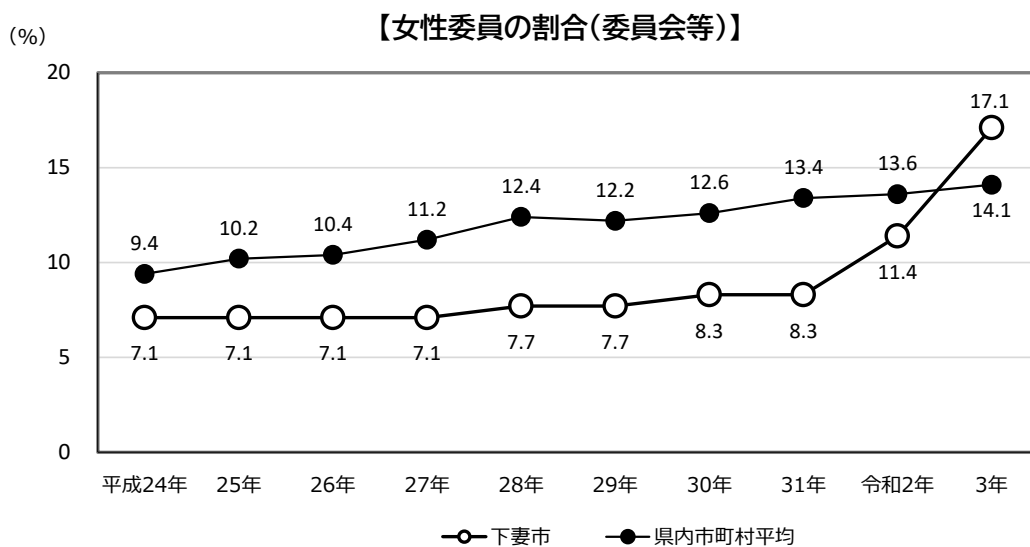
## (6) 審議会や委員会への女性の登用状況

地方自治法に基づく本市の審議会における女性委員の割合は、増減を繰り返しながらもゆるやかな上昇傾向にあり、令和3年は25.5%となりました。

一方、委員会における女性委員の割合は茨城県内平均を下回って推移していましたが、令和2年には前年から3.1ポイント上昇、令和3年には更に前年から5.7ポイント上昇して17.1%となり、県内市町村平均を上回りました。



資料:内閣府男女共同参画局(各年4月1日時点)



資料:内閣府男女共同参画局(各年4月1日時点)

## 2. アンケート調査から見える市民の意識

本プランの策定に当たり、市民のみなさまから、家庭生活や雇用・就業、人権などについて、男女共同参画の視点からのご意見をいただくために「市民意識調査」を行いました。調査及び調査結果の概要は次のとおりです。

### (1) 調査の概要

項目	内容
調査期間	令和3年9月15日(水)～9月30日(木)
調査対象	市内在住の18歳以上の市民の中から無作為に抽出された男女1,500人 (男女各750人ずつ)
調査方法	① 郵送配布・郵送回収 ② 郵送配布・オンラインでの回収
回収結果	回収数 705票(うちオンライン回収数 163票) 回収率 47.0%(うちオンライン回収分 10.9%) 回収率 男性 38.4% 女性 54.9%
調査項目	1. ご自身のことについて 2. 男女共同参画に関する意識について 3. ワーク・ライフ・バランスについて 4. 就業関係について 5. DV、セクシュアル・ハラスメント等について 6. 旧姓使用に関する意識について 7. 防災・避難について 8. 男女共同参画社会について

## (2) 主な調査結果

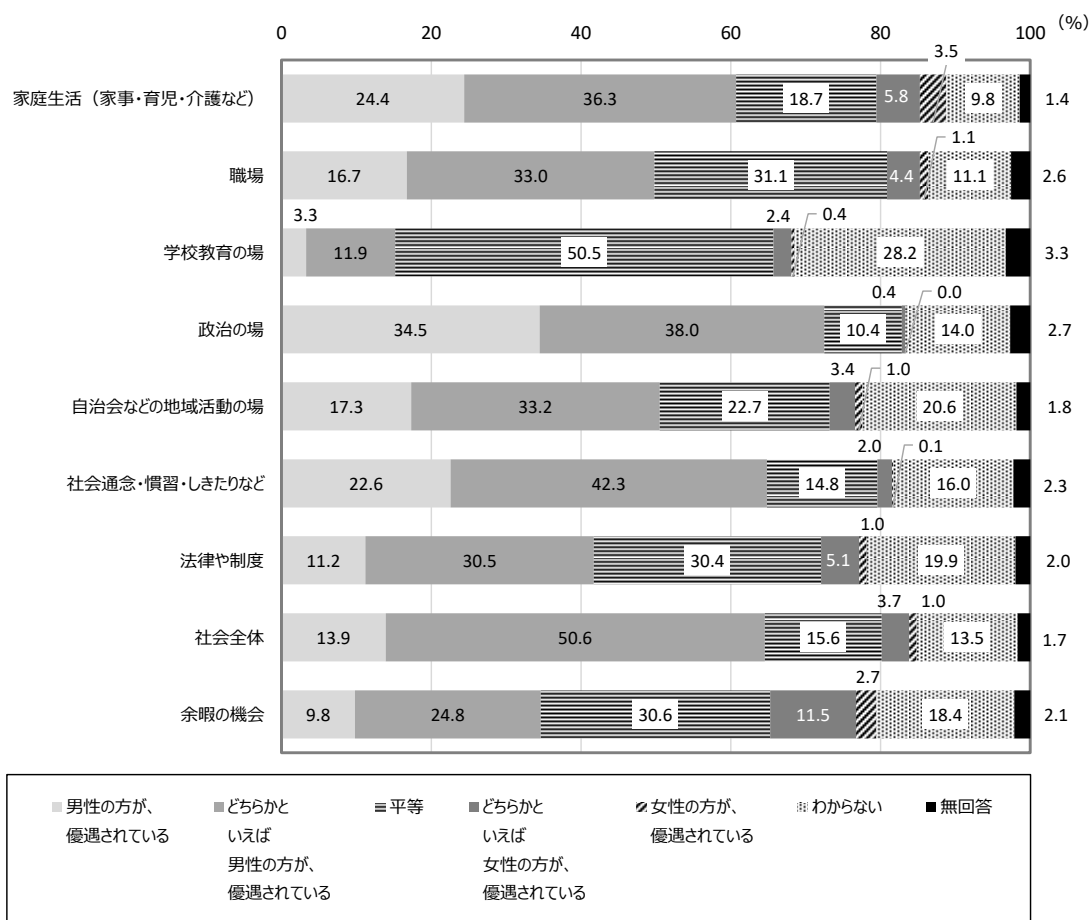
### ① 男女の平等や役割分担の意識について

「家庭生活」から「余暇の機会」までの各分野の中で、男女の地位が「平等」との回答が最も多かったのは「学校教育の場」(50.5%)で、最も少なかったのは「政治の場」(10.4%)でした。

すべての分野で、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇』の回答割合は、同様の『女性優遇』の割合よりも多く、特に「家庭生活」、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体」では、その差が5割から7割超と特に大きくなっています。

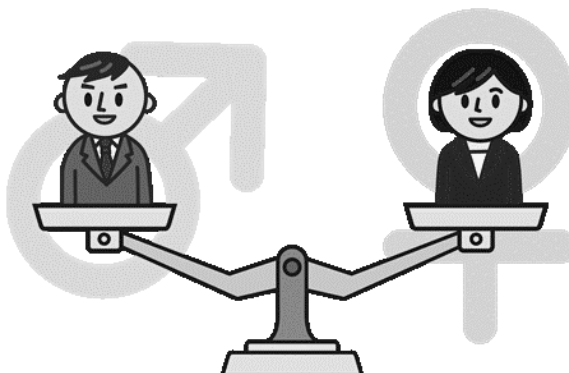
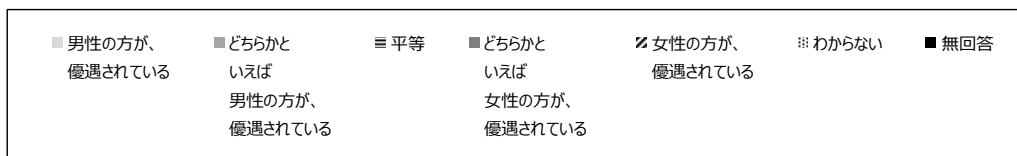
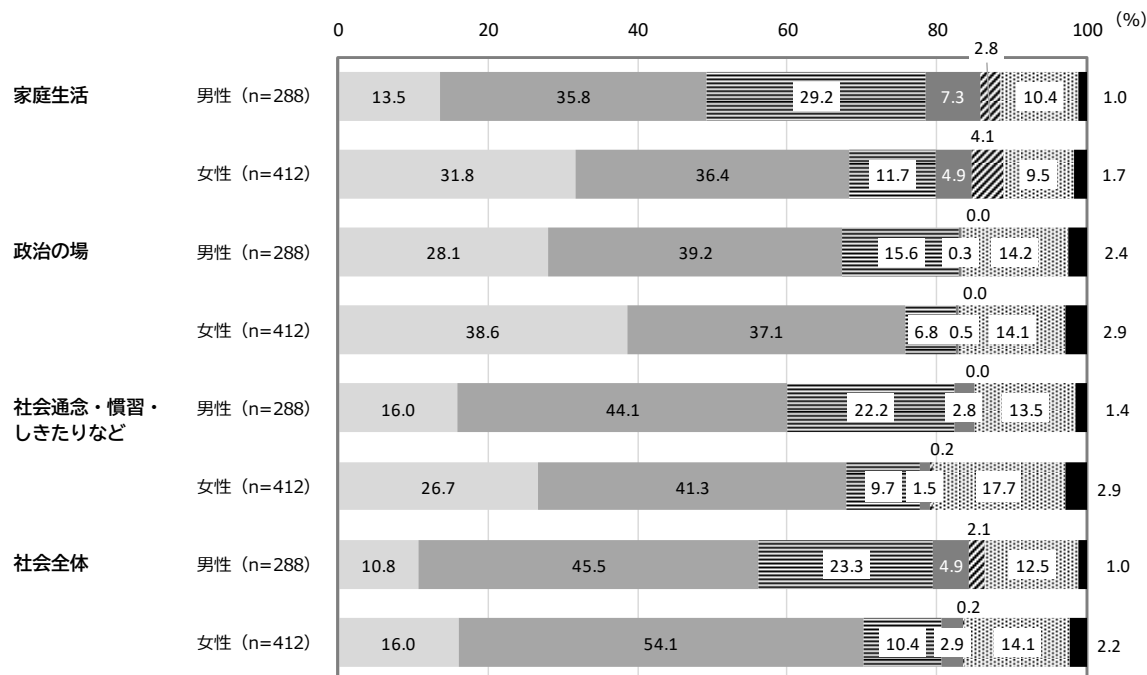
#### 【次の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか】(単数回答 n※=705)

※nは設問への回答者総数(票数)を示しています。(以下、同様)



特に差の大きい4つの分野についての回答を性別で見ると、いずれも「平等」との回答割合は男性が女性よりも多くなっていますが、それでもなお、男性自身、男女の地位について『男性優遇』と考える人の割合は、最も少ない「家庭生活」でも49.3%とほぼ半数に上っています。

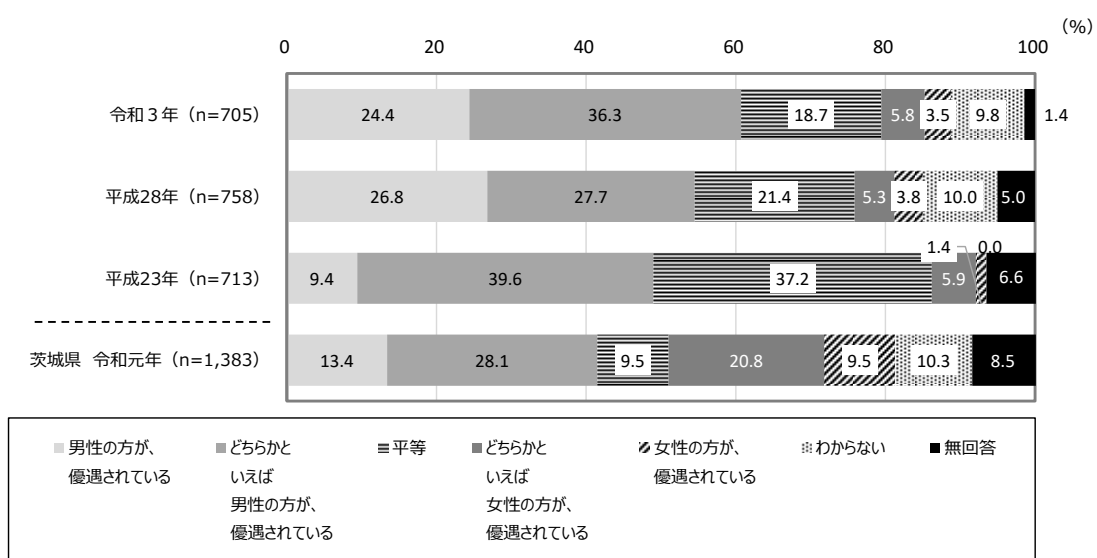
【次の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか(性別)】





家庭生活での男女の地位の平等感を、本市の過去の調査結果と比較すると、「平等」との回答が、市の前回（平成 28 年）調査よりも 2.7 ポイント減少する一方で『男性優遇』は 6.2 ポイント増加、『女性優遇』は 9%台でほとんど変化はなく、男性優位の意識が拡大していることがうかがえます。また、茨城県の調査※では、特に令和元年の調査において、『男性優遇』が 41.5%と前回（平成 27 年）の県調査から 16.1 ポイント減少する一方、『女性優遇』が 30.3%と前回から 17.0 ポイント増加しており、本市の結果と大きな違いを見せています。

【家庭生活での男女の地位の平等感(時系列・県との比較)】

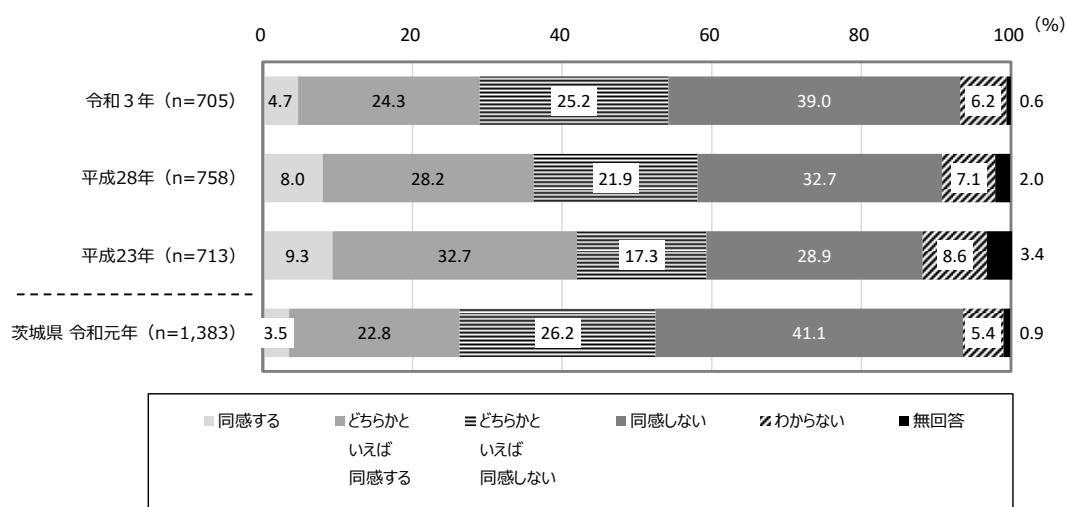


※茨城県の調査：

「茨城県 令和元年」は「茨城県男女の働き方と生活に関する調査」

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、「同感する」と「どちらかといえば同感する」を合わせた『同感』の割合は 29.0%、「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」を合わせた『同感しない』は 64.2%でした。両者の差は 35.2%と、前回調査の 18.4%から更に拡大し、令和元年の茨城県調査での 41.0%に近づいています。

【「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について】(単数回答)



## ② ワーク・ライフ・バランスについて

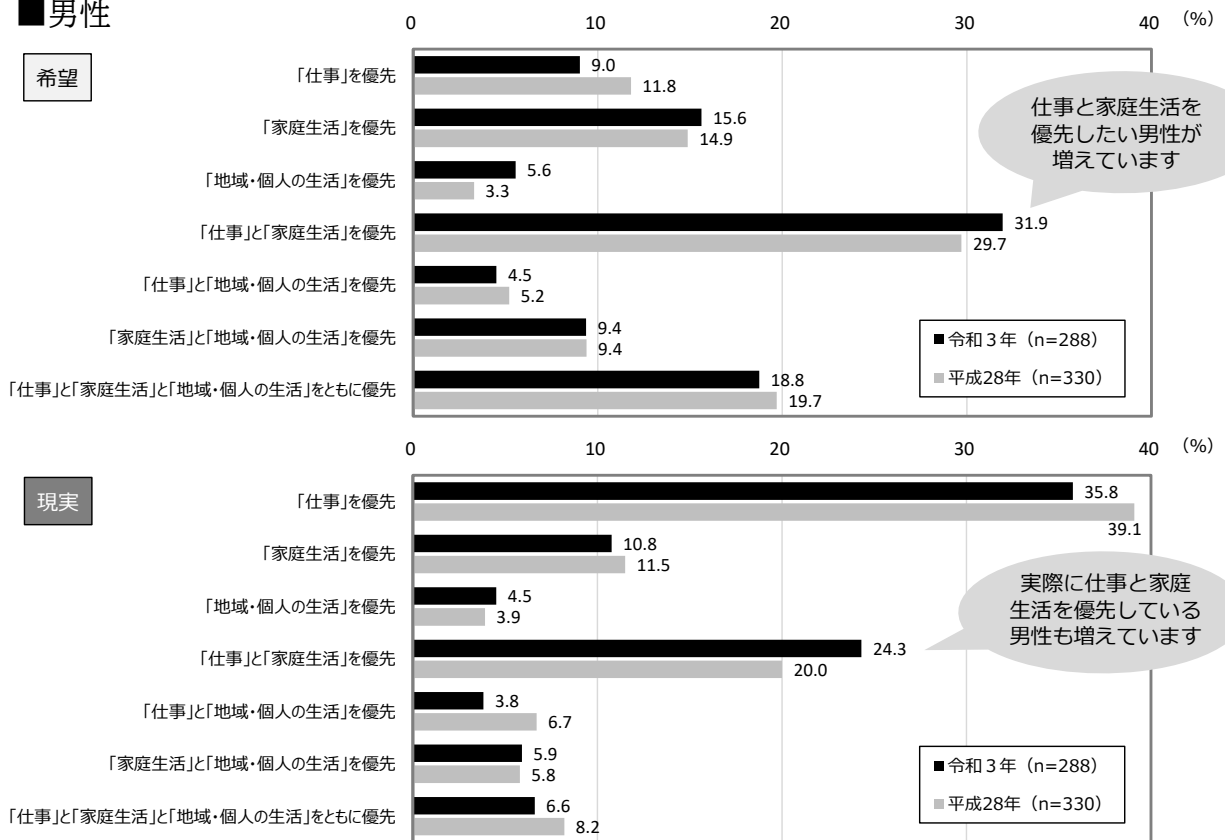
「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度の希望については、『「仕事」と「家庭生活」を優先』と男性の 31.9%、女性の 31.3%が回答し、ともに最も多くなっています。

一方、優先度の現実を見ると、男性では『「仕事」を優先』が 35.8%と最も多く、次いで『「仕事」と「家庭生活」を優先』が 24.3%となっています。女性では、『「仕事」と「家庭生活」を優先』が 28.2%と最も多く、『「家庭生活」を優先』が 27.9%と僅差が続いています。

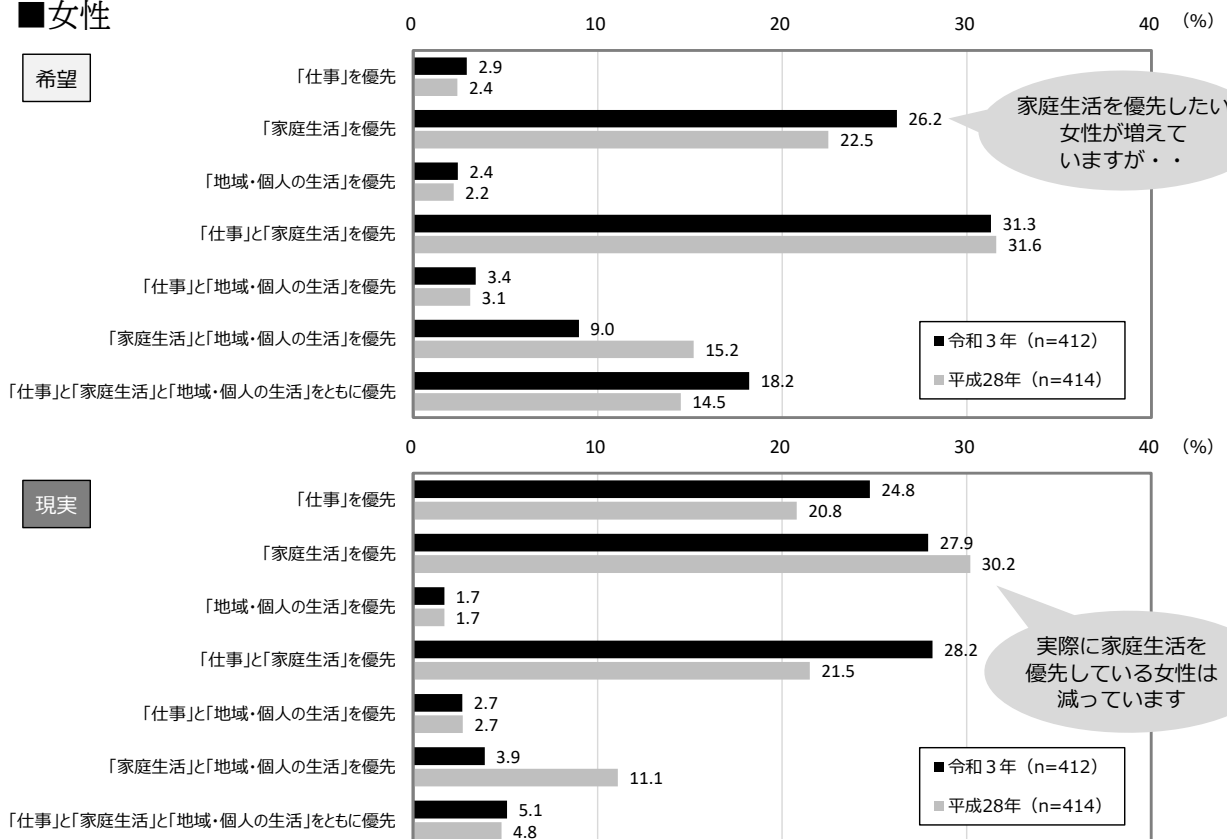
前回調査と比較すると、男性では『「仕事」を優先』の希望が前回よりも減る一方、『「仕事」と「家庭生活」を優先』の希望が増え、現実も希望が反映されたものとなっています。女性では『「家庭生活」を優先』を希望する人が前回よりも多くなっていますが、現実には優先できている人は逆に少なく、現実として『「仕事」を優先』と『「仕事」と「家庭生活」を優先』している人が前回よりも多くなっていることから、仕事優先の女性が増えていることが明らかです。

【「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実】(単数回答)

■男性

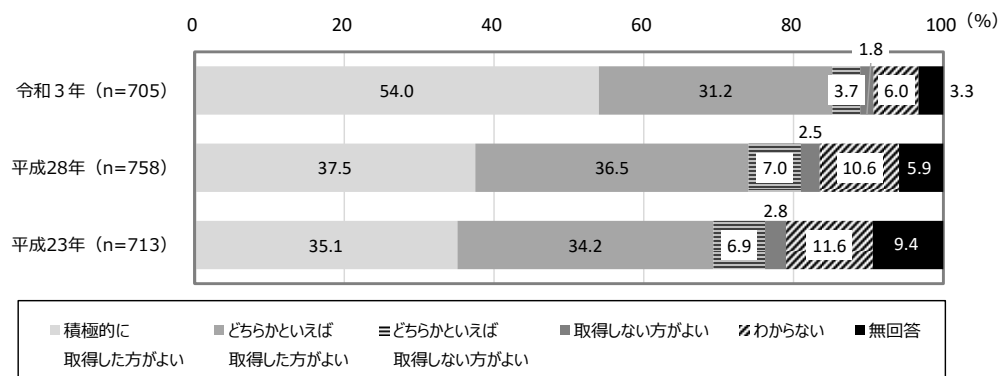


■女性



男性が育児休業を取得することについての考えでは、「積極的に取得した方がよい」と「どちらかといえば取得したほうがよい」を合わせると 85.2%に達し、前回、前々回調査よりも大幅に増えており、男性の育児休暇取得を肯定的に捉える考え方が急速に浸透していることがうかがえます。

【男性が育児休業を取得することについての考え】(単数回答)

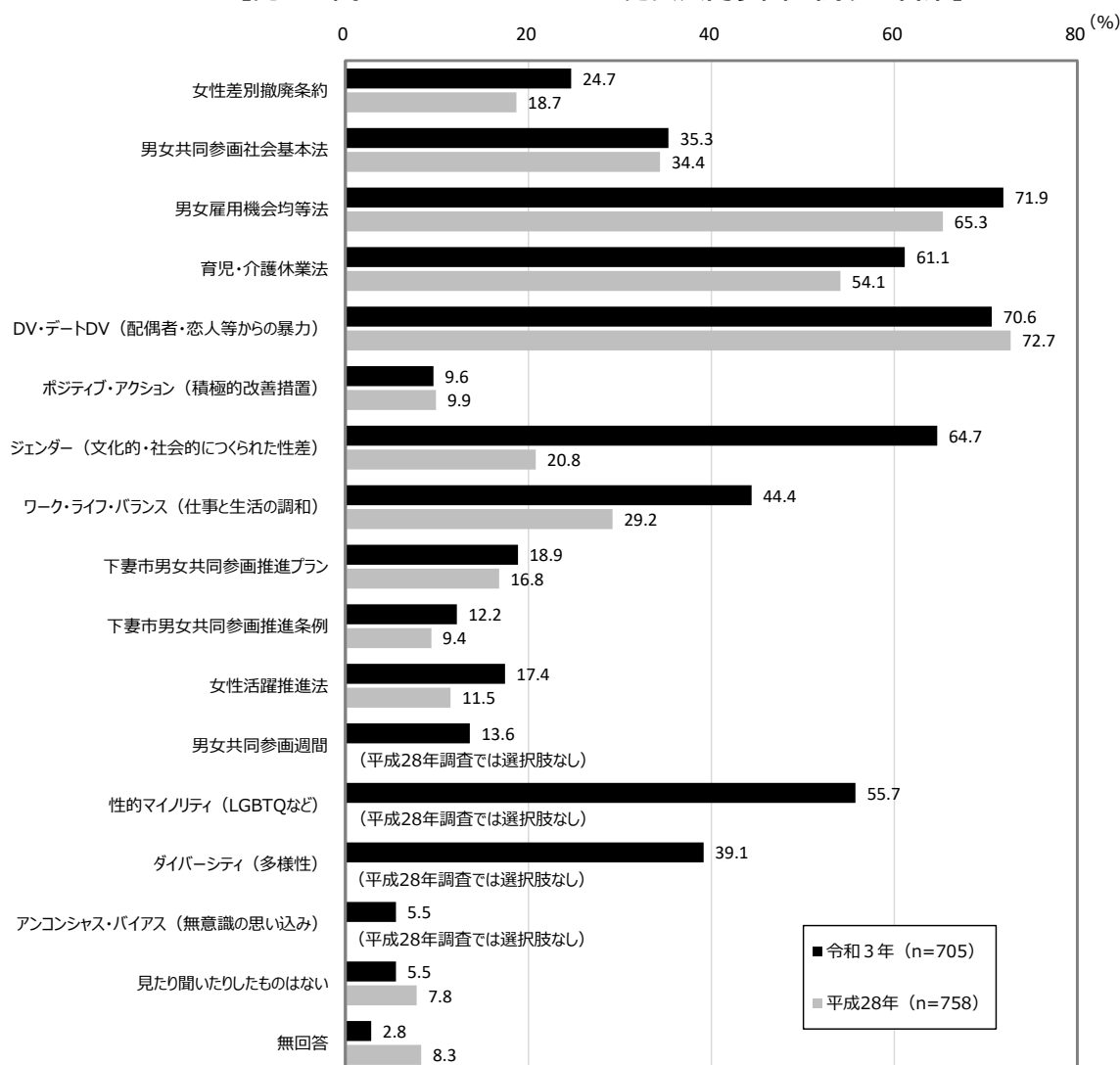


### ③ 男女共同参画に向けた施策について

男女共同参画に関する言葉の認知度については、「男女雇用機会均等法」及び「DV・デートDV」が7割を超えて最も高く、次いで「ジェンダー」が64.7%、「育児・介護休業法」が61.1%などとなっています。ほぼすべての言葉の認知度が前回調査よりも高まっており、特に「ジェンダー」は前回の3倍、「ワーク・ライフ・バランス」は1.5倍の44.4%となっています。しかし「男女共同参画社会基本法」は前回から0.9ポイント増の35.3%、「下妻市男女共同参画推進プラン」は2.1ポイント増の18.9%と、認知はあまり進んでいません。

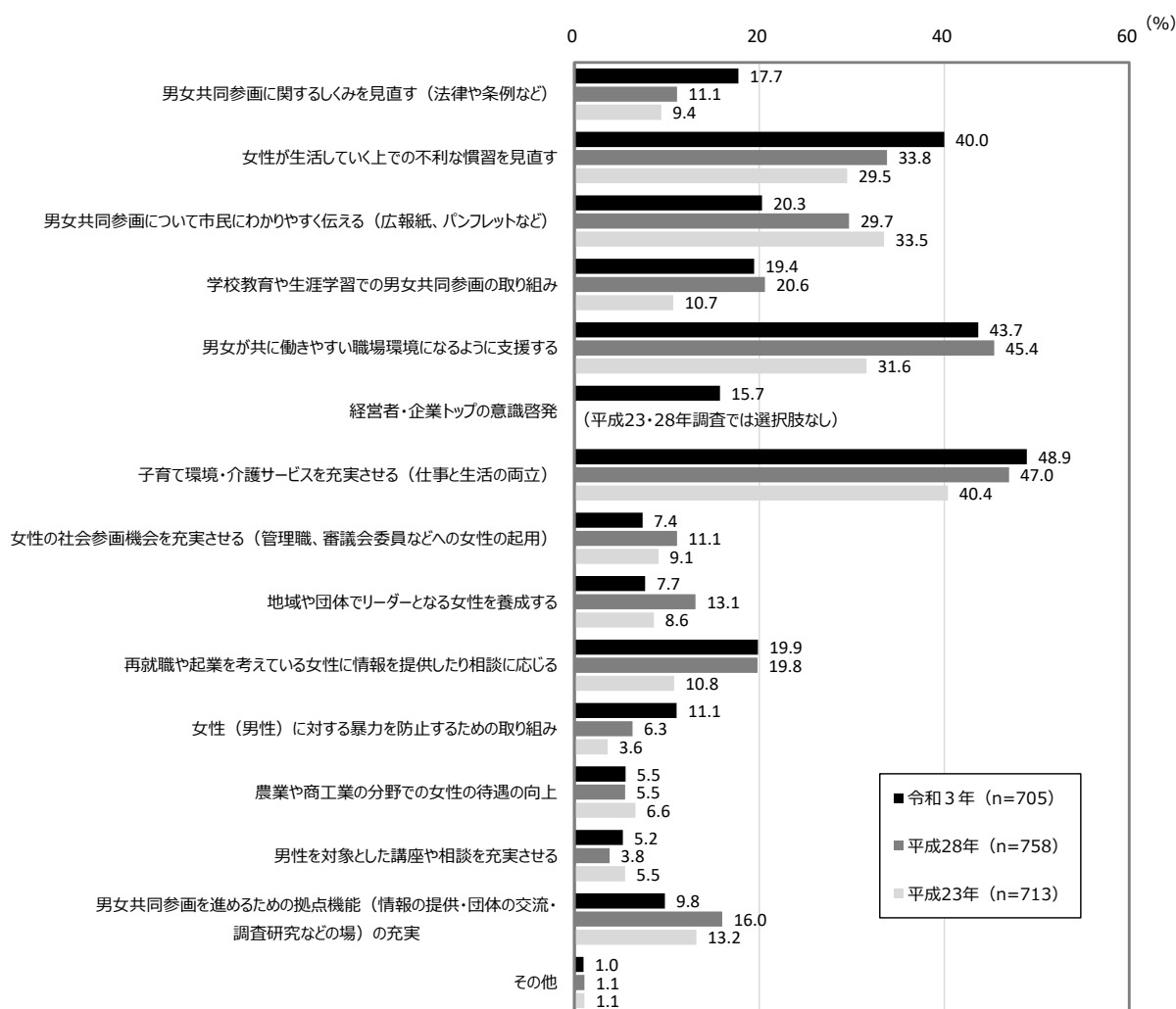
今回初めて調査した言葉では、「性的マイノリティ」が55.7%と比較的高い一方、「アンコンシャス・バイアス」の認知度は5.5%に留まっていました。

【見たり聞いたりしたことのある男女共同参画に関する言葉】



今後、市が男女共同参画について力を入れるべきことでは、前回調査と同様、「子育て環境・介護サービスを充実させる」、「男女が共に働きやすい職場環境になるように支援する」、「女性が生活していく上での不利な慣習を見直す」が上位の3項目となっています。前々回の調査で33.5%の「男女共同参画について市民にわかりやすく伝える」は、前回29.7%、今回20.3%と着実に低下している一方で、「女性が生活していく上での不利な慣習を見直す」と「男女共同参画に関するしくみを見直す」は前回からそれぞれ6.2ポイント、6.6ポイント増加しており、慣習や仕組みについての見直しを求める意識が強くなっていることが示されています。

【今後、男女共同参画について、市が力を入れるべきと思うこと】(3つまでの複数回答)



### 3. 第3次推進プランの推進状況

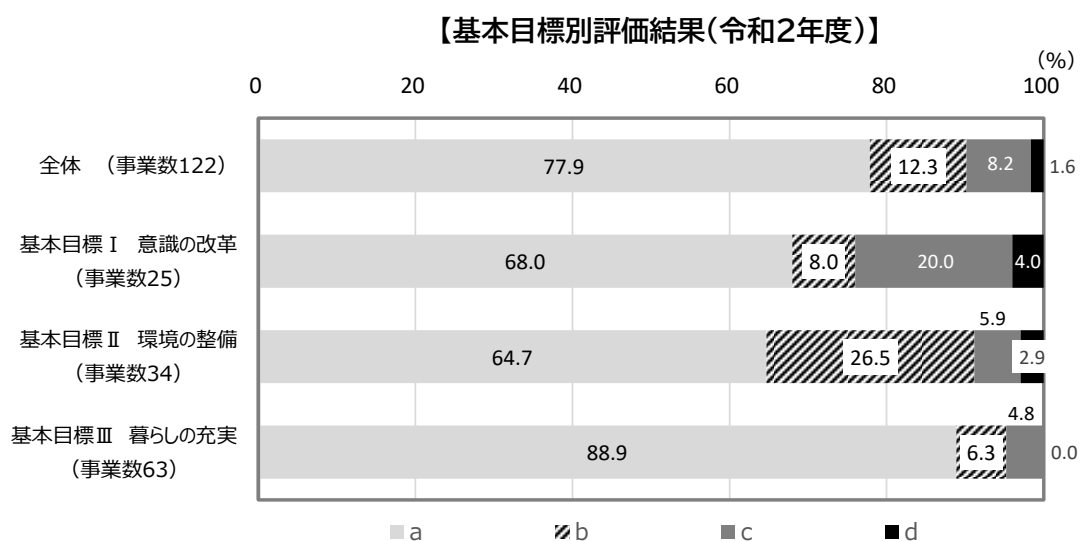
#### (1) 事業の進捗状況

「第3次下妻市男女共同参画推進プラン」に盛り込まれた事業について、令和2年度終了時点における進捗状況を以下の基準に従って評価しました。

【評価基準】	
a	: 計画通りに達成できた (80%以上)
b	: ほぼ計画通りに達成できた (50~79%)
c	: 事業実施のための施策は整っているが、利用実績がない
d	: 計画通りに進まなかった (1~49%)
e	: 計画には及ばなかった(実施していない)

結果は以下の通り、全体では77.9% (95事業) が「a 計画通りに達成できた」、12.3% (15事業) が「b ほぼ計画通りに達成できた」、8.2% (10事業) が「c 事業実施のための施策は整っているが、利用実績がない」、1.6% (2事業) が「計画通りに進まなかった」との評価となりました。「e 計画には及ばなかった (実施していない)」に該当する事業はありませんでした。

基本目標別に見ると、「基本目標Ⅰ 意識の改革」及び「基本目標Ⅱ 環境の整備」の「a 計画通りに達成できた」がそれぞれ68.0%と64.7%とやや低い結果となりました。



※評価の結果、「c」については、10事業中9事業は新型コロナウイルス感染症による中止でした。また、「e」はありませんでした。

## (2) 指標項目の達成状況

第3次下妻市男女共同参画推進プランで指標とした各項目の実績値及び評価は次のとおり、全8項目のうち、目標値を達成したものは2項目に留まり、目標値には達しなかったものの基準値からは改善したものが3項目、基準値から後退したものが3項目となりました。

指標項目	基準値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)	実績値 (令和3年度)	評価 (※)
審議会等の女性の登用率	25.2%	30.0%	25.5%	△
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない市民の割合	54.6%	62.0%	64.2%	○
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	53.0%	70.0%	50.5%	×
DV 被害を受けた人のうち「相談しなかった」市民の割合	44.0%	20.0%	62.0%	×
男女共同参画社会基本法という言葉を見たり聞いたりした市民の割合	34.4%	40.0%	35.3%	△
自治会など地域活動の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	25.7%	30.0%	22.7%	×
ワーク・ライフ・バランスという言葉を見たり聞いたりした市民の割合	29.2%	50.0%	44.4%	△
男性が育児休業を積極的に取得した方がよいと思う市民の割合	37.5%	50.0%	54.0%	○

※評価は以下の基準で行った。

「○」：目標値達成

「△」：目標値未達成、基準値から改善

「×」：基準値から後退



## 第3章 プランの基本理念と目標

---

1. プランの基本理念
2. プランの目標
3. プランの体系

## 1. プランの基本理念

下妻市男女共同参画推進条例では、基本理念として、以下の（１）から（５）の項目を掲げています。

### 条例が示す男女共同参画推進の基本理念（抜粋）

- （１）個人と人権の尊重、男女の能力発揮の機会の確保
- （２）社会活動の選択への制度・慣行の影響の緩和
- （３）政策等の立案及び決定への男女共同参画
- （４）家庭生活における活動と他の社会的活動の両立
- （５）国際的協調

この理念のもと、第４次下妻市男女共同参画推進プランでは、市に住まうすべての人がお互いを尊重し、いきいきと幸せに暮らすことのできるまちづくりを、次のスローガンとともに目指していきます。

### 第４次下妻市男女共同参画推進プランのスローガン

**認め合い みんなで進める幸せ社会**  
～ ともに輝き ともに幸せ ～

## 2. プランの目標

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

第3次推進プランの基本目標Ⅱ「環境の整備～多様なライフスタイルを可能とするために～」をベースに、国の「第5次男女共同参画基本計画」の目標Ⅰ「あらゆる分野における女性の参画拡大」及び「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」の目標Ⅰ「あらゆる分野における男女共同参画の推進」に対応します。また、本市の「第6次総合計画」の基本理念3「市民一人ひとりが活躍し、ひと・もの・しごとに活力あるまちづくり」と整合し、政策や方針決定の場、職場・地域において男女共同参画を推進することを目標とします。

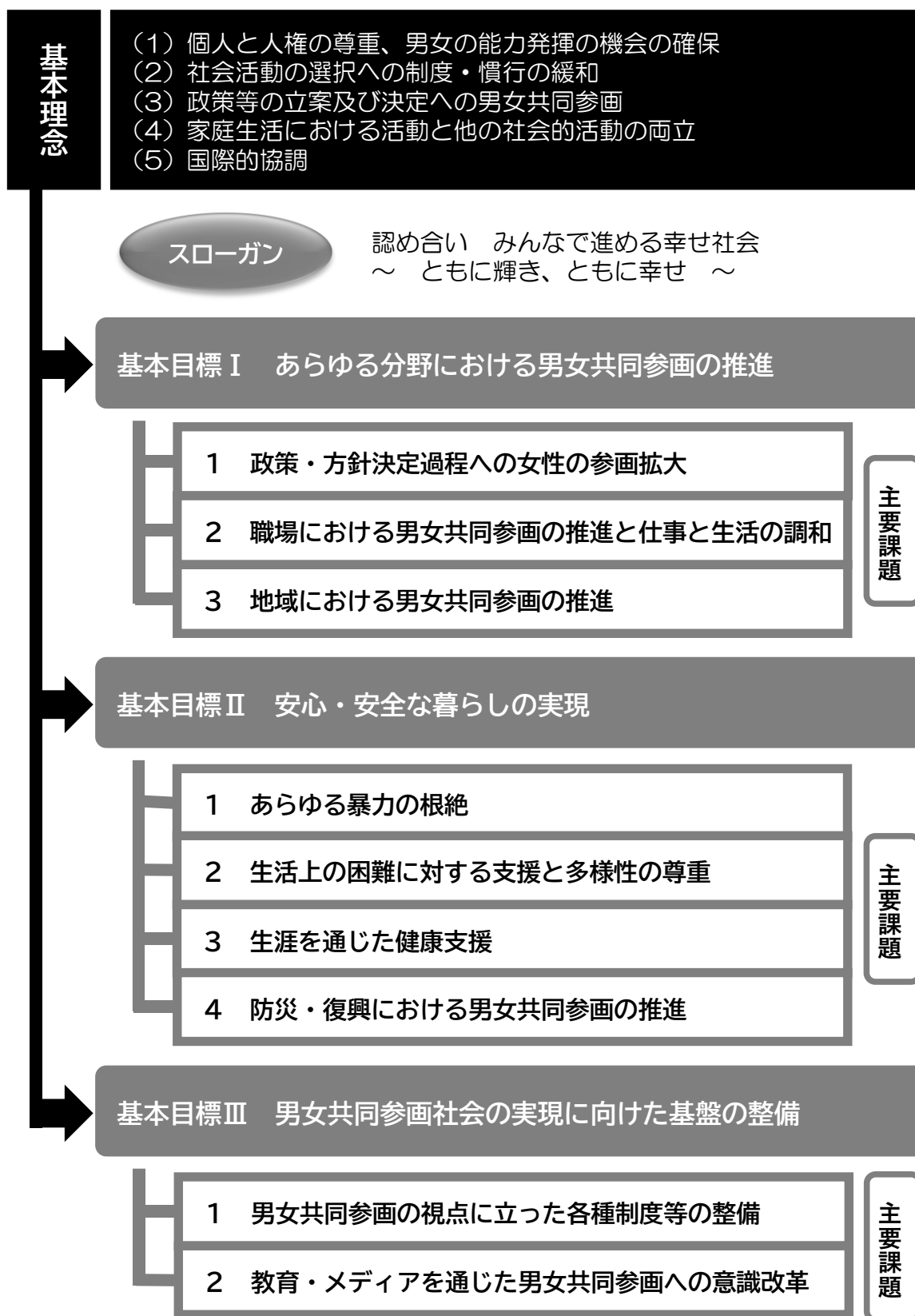
### 基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

第3次推進プランの基本目標Ⅲ「暮らしの充実～安心な生活を確かなものとするために～」をベースに、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」の目標Ⅱ「安全・安心な暮らしの実現」に対応します。また、本市の「第6次総合計画」の基本理念1「いつまでも暮らしたい誰もが安心できるやさしいまちづくり」と整合し、暴力の根絶や生活困難者への支援、健康の維持増進に向けた支援、防災・復興における男女共同参画の推進などを目標とします。

### 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第3次推進プランの基本目標Ⅰ「意識の改革～互いを尊重するために～」をベースに、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」の目標Ⅲ「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」に対応するとともに、本市の「第6次総合計画」の基本理念1「いつまでも暮らしたい誰もが安心できるやさしいまちづくり」と基本理念3「市民一人ひとりが活躍し、ひと・もの・しごとに活力あるまちづくり」と整合し、各種制度を男女共同参画の視点から整備したり、教育やメディアを通じて男女共同参画の意識改革を図ることを目標とします。

### 3. プランの体系



## 第4章 プランの内容

---

- 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進
- 基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現
- 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

## 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### 現状と課題

令和2年に策定された国の「第5次男女共同参画基本計画」において、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%となるよう期待すると掲げられた目標<sup>3</sup>は、社会全体で十分共有されず、必要な改革も進まなかった」と総括されました。ゆるやかな上昇傾向にある本市の審議会や委員会における女性委員の割合も、令和3年で25.5%（審議会）、17.1%（委員会）に留まっており、特に委員会の女性割合は茨城県平均を平成23年以降下回る状況が続いています。

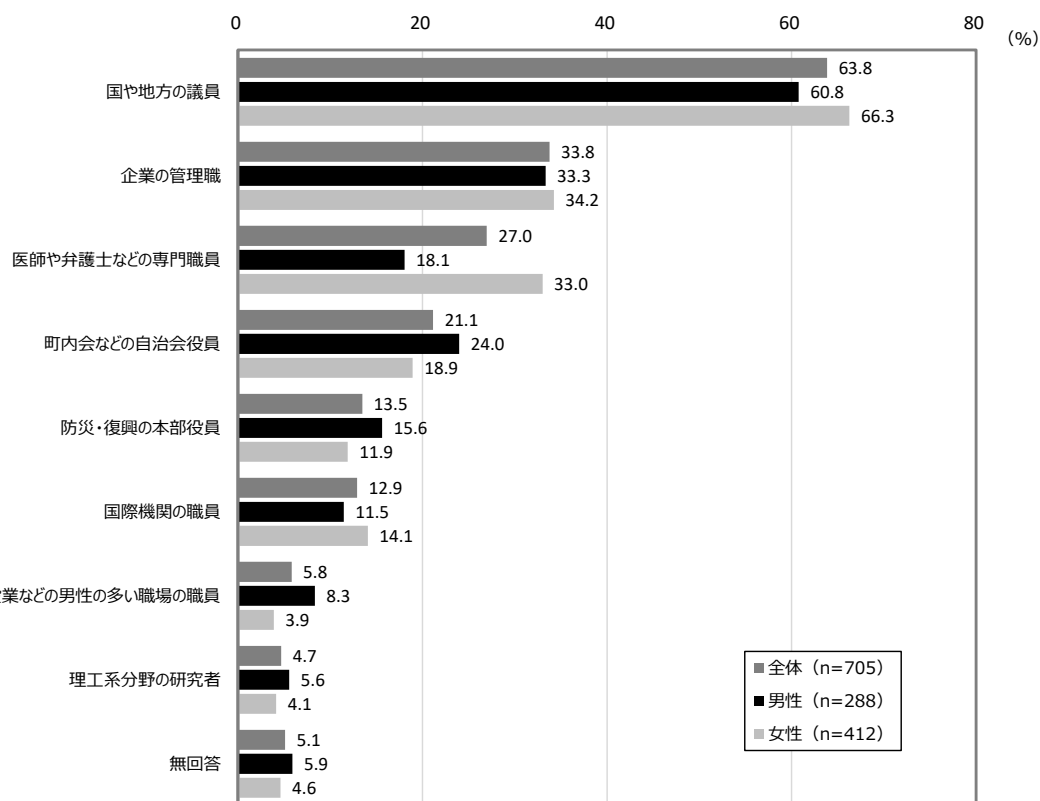
アンケート調査では、女性の意見をより反映させるために女性の参画を進める分野として、全体では「国や地方の議員」が最も多く、「企業の管理職」、「医師や弁護士などの専門職員」、「町内会などの自治会役員」と続いています。また、「町内会などの自治会役員」（男性24.0%、女性18.9%）、「防災・復興の本部役員」（男性15.6%、女性11.9%）などは、男性の回答割合が女性よりも高く、男性が女性の参画を女性自身以上に求めている分野となっています。

SDGsの5番目の目標「ジェンダー平等を実現しよう」はジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント<sup>4</sup>を行うこととしています。女性が多く望む議員や専門職はもちろん、男性も期待する自治会役員や防災・復興の本部役員への女性の参画を促し、女性の率直な意見を施策に反映することが求められています。

<sup>3</sup> 「2020年30%」の目標：男女共同参画本部が平成15年6月に決定した、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標。

<sup>4</sup> エンパワーメント：「力を与える」「権限を与える」ことで、男女共同参画においては、特に女性が個人として、あるいは社会集団として意思決定過程に参画し、自立的な力をつけることを意味している。

【女性の意見を反映させるために女性の参画を進める必要のある分野】(2つまでの複数回答)



施策の方向性

広報紙や SNS など様々な媒体を通じ女性が指導的地位に就くことの重要性を啓発することで女性人材・女性リーダーを育成し、審議会等へ女性委員を積極的に登用していきます。

(1) 地方公共団体や企業・団体等における女性の参画拡大

No.	事業名	事業内容	担当課
1	審議会及び委員会等への女性委員の積極的な登用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の政策・方針決定の場への女性の参画を拡大するため、女性委員登用の目標を令和8年度30%、令和13年度40%とし、女性委員の積極的な登用を関係各課に働きかけます。</li> <li>・女性委員のいない審議会等の解消に努めます。</li> </ul>	市民協働課 関係各課
2	「どこでも市長室」の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体の申し込みに応じ「どこでも市長室」を開催するため、広報紙やホームページ等を通じて募集を行います。</li> </ul>	市民協働課
3	女性人材や女性リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性管理職や女性役員等、指導的地位に就く女性の登用を促すため、SNSや広報紙、その他イベントを通じて啓発を行います。</li> </ul>	市民協働課
4	市職員の職域の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下妻市職員の申出に係る登用に関する規程について一層の周知に努め、管理職への女性の登用を行うなど、職域の拡大に努めます。</li> </ul>	総務課



男女共同参画推進委員会



どこでも市長室

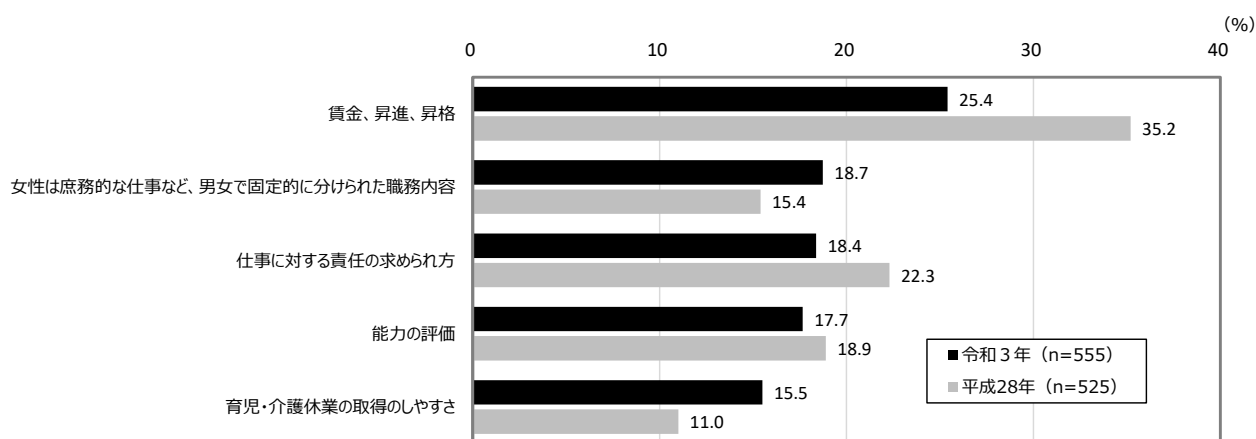


## 施策の方向性2 職場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

### 現状と課題

職場で男女の地位が平等でないと思うことについて、令和3年と前回（平成28年）のアンケート調査結果を比較すると、「賃金・昇進・昇給」や「仕事に対する責任の求められ方」、「能力の評価」などの回答は減り平等が進んでいることがうかがえる一方で、「女性は庶務的な仕事など、男女で固定的に分けられた職務内容」や「育児・介護休業の取得のしやすさ」などでは、逆の結果となっており、職場の男女平等の進展はまだら模様となっています。

【職場で男女の地位が平等でないと思うこと】(複数回答) ※5位までを掲載

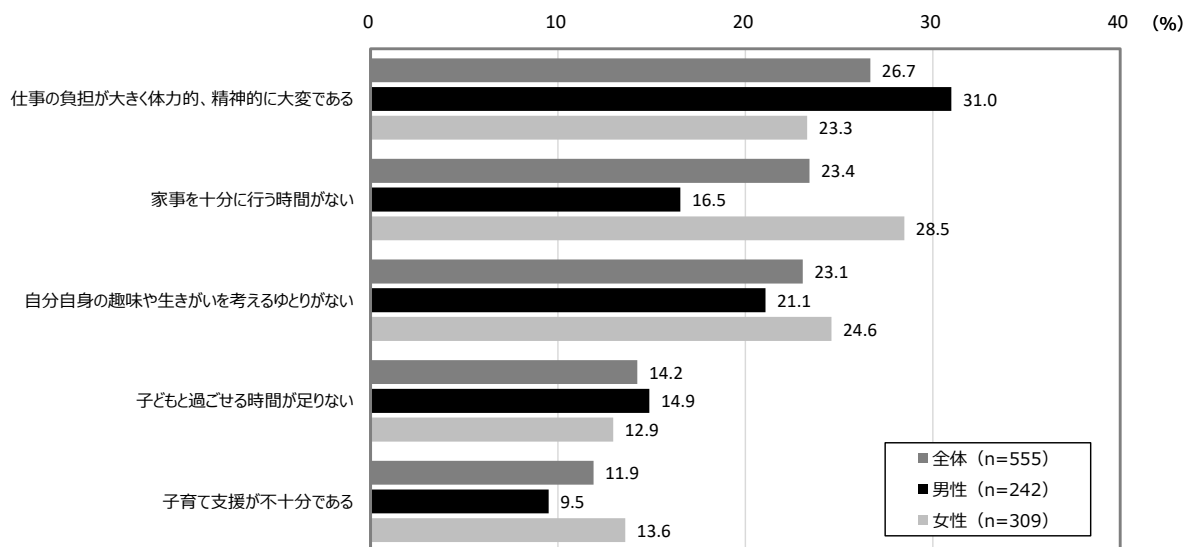


ワーク・ライフ・バランスについての質問（20～21 頁）で明らかとなったとおり、仕事を優先する女性が増える一方、次頁の「仕事と家庭生活を両立させる上での悩み」で「家事を十分に行う時間がない」を挙げた人は、男性 16.5%に対し女性は 28.5%に上っています。

18 頁の男女の地位や役割分担では、家庭生活において男性が優遇されていると感じる女性は約7割、男性自身でも5割に達していることから、比重が一方向的に偏った家事の上に、仕事の負担が重なる女性の姿が浮かんできます。

男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの施行により、雇用や職場の環境については徐々に整備が進んでいます。それと歩調を合わせ、生活の基盤である家庭での男女共同参画の更なる推進に向けた働きかけや、家事・育児・介護などへの行政からの支援の充実を図ることが重要となっています。

【仕事と家庭生活を両立させる上での悩み・問題】(複数回答) ※全体での5位までを掲載



## 施策の方向性

働く人のワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、啓発活動を行うとともに、庁内においてはICTを活用した業務効率の向上を図ります。

就労を希望する人に対しては、企業誘致や職業能力の向上への支援を通じて、だれもがその能力を発揮し働くことができる環境づくりに努めます。

更に育児や介護をする人へは、安心して就労し続けることができるよう、子育て支援や介護者への支援の充実を図ります。



パパと  
いっしょに  
クッキング  
(「おとう飯」  
推進事業)  
の開催



## (1) ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	事業名	事業内容	担当課
5	ワーク・ライフ・バランスの推進	・広報紙やお知らせ版を通して、国や県、地方自治体、事業者等の取組みを紹介し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、啓発活動を行います。	市民協働課
6	市職員の時間外労働の縮減	・ワーク・ライフ・バランスを推進し、ノー残業デーの徹底を図ります。 ・職務調査を実施し、適正な人員配置を図るための資料とします。	総務課
7	市男性職員の育児参加	・配偶者出産休暇・配偶者出産育児休暇、男性の育児休業等の制度の周知を図り、取得を推進します。	総務課
8	ICTを活用した業務改革推進事業	・テレワークを推奨し、仕事と育児・介護の両立など、時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方を推進します。	総務課
9	DX <sup>5</sup> による業務改革推進事業	・インターネットによる Web 会議を推奨し、移動時間などの短縮・業務の効率化を図り、生産性の向上を目指します。	総務課
10	ねたきり高齢者を介護している介護者への支援	・要介護認定者を介護している介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護者に対し、介護用品助成券や介護慰労金を支給します。	介護保険課
11	勤労青少年ホーム・働く婦人の家の活用促進	・幅広い世代の方に利用してもらえるよう周知を図ります。 ・利用者の要望に応じて講座を企画・開催し、更なる活用促進を図ります。	商工観光課
12	働き方改革の促進	・働き方改革推進に関する情報を広報紙に掲載します。 ・県が実施する「いばらき働き方改革推進キャンペーン（8月・11月）」に協力します。	商工観光課

<sup>5</sup> DX（デジタルトランスフォーメーション）：2004年にスウェーデンのウメオ大学教授、エリック・ストルターマン氏により提唱された「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念のこと。近年では、「最新のデジタル技術を駆使した、デジタル化時代に対応するための変革」という意味で使われている。

## (2) だれもが活躍できる働き方の実現

No.	事業名	事業内容	担当課
13	企業誘致事業	・市民の就業を支援するため、企業誘致を促進し工業団地の造成に努めます。	企画課
14	女性活躍推進法の普及・啓発	・「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画策定の普及促進と女性活躍推進に関する情報を提供します。	市民協働課
15	次世代育成支援・女性活躍特定事業主行動計画の促進	・職員が仕事と家庭生活の両立できるよう職場環境を整備するため、計画の数値目標達成に向けて、制度の周知等に努めます。	総務課
16	中心市街地出店者育成支援事業	・まちなかの賑わいを創出するため、空き店舗を活用して事業を開始する創業者等に対し、改装費と家賃の一部を補助します。	商工観光課

## (3) 安心して就労できる環境づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
17	保育の実施	・児童福祉法に基づき、保護者の労働・病気等の理由により、家庭で児童(0歳～小学校就学前)の保育ができない場合、保育所等で保育を実施し、児童の健全育成を図るとともに、安心して出産や就労ができる環境を整えます。	子育て支援課
18	延長保育事業	・保護者の就労形態の多様化に対応するため、開所時間 11 時間を超えて延長保育をしている保育所に対し、補助を行います。	子育て支援課
19	一時預かり事業	・保護者の疾病、災害、事故、冠婚葬祭その他これらに類する事由及び保護者の私的事由により緊急に保育を必要とする児童に対して、保育所等において保育サービスを提供します。	子育て支援課
20	子育て短期支援事業	・児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、又は経済的な理由により緊急一時的に保護が必要となった母子を児童養護施設に保護します。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
21	放課後子ども総合プランの実施	・放課後子ども総合プランについて、下妻市にふさわしい実施形態を更に調査・研究します。	子育て支援課 生涯学習課
22	病児保育事業	・病児、病後児を病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育します。 ・保育中に体調不良となった子どもを保育所医務室等で看護師等が緊急的に対応します。	子育て支援課
23	幼稚園預かり保育推進事業	・下妻市立幼稚園の園児に対して、幼稚園の教育時間終了後及び夏休み等の長期休業中、希望により預かり保育を行い、共働き世代の子育てを支援します。	学校教育課
24	労働問題に関する相談支援	・県や労働基準監督署と連携しながら、労働条件や労働安全衛生等の労働相談を希望する方への支援を行います。	商工観光課



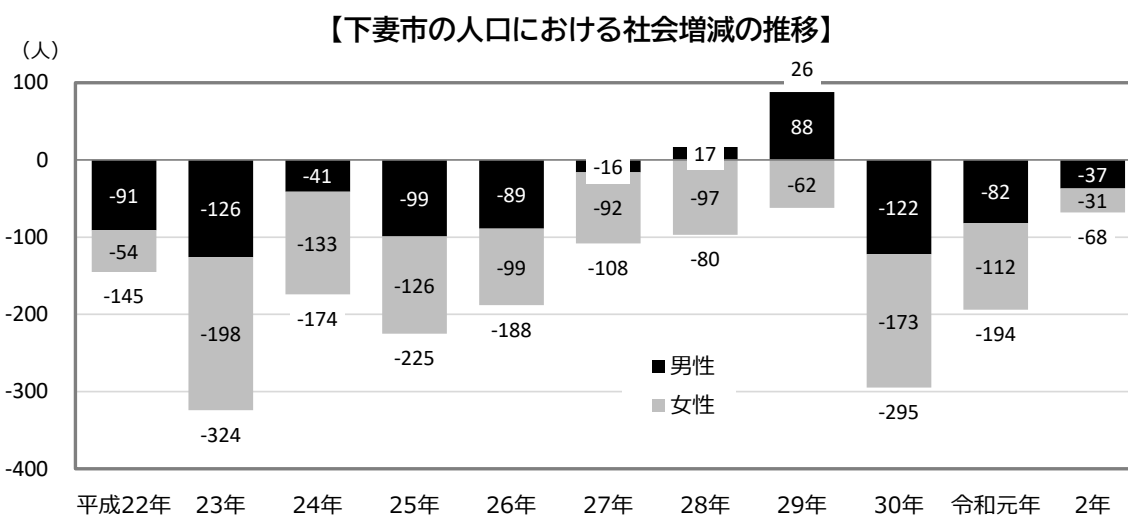
預かり保育



### 施策の方向性3 地域における男女共同参画の推進

#### 現状と課題

防犯や防災、子どもや高齢者の見守り、まちづくりなど地域の課題解決のためにリーダーシップに富んだ人を中心にした地域力のあるコミュニティが求められる一方、本市の総人口は減少が続いており、平成22年から令和2年の間で15～64歳の生産年齢人口は3,989人、0～14歳の年少人口は1,380人減少しています。また、人口の増減に占める社会増減<sup>6</sup>の推移をみると、平成22年以降、ほとんどすべての年で市外への転出数が市外からの転入数を上回る社会減の状態となっていますが、減少数を性別でみると、平成22年と令和2年を除くすべての年で女性の減少数が男性の減少数を上回っています。



資料:茨城県の人口(統計しもつま)

国の「第5次男女共同参画基本計画」は、地方から大都市圏へ流出する地方の若い女性が増えていると指摘しています。その理由として「安心して暮らせる十分な所得」、「やりがいのある仕事」が得やすいことの他に、女性の居場所と出番を奪う「固定的な役割分担意識」や「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」の根強い存在が背景として挙げられています。

<sup>6</sup> 社会増減：ある期間における市外から市への転入者数と市内から市外への転出者数の差のこと。

本市においても「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない人は64.2%に達していますが、「社会通念・慣習・しきたりなど」の分野で「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」と男性の60.1%、女性の68.0%の人は思っており、「平等」と思う人は男性の2割、女性の1割程度しかいません。

地域の有する潜在力を十分に引き出すため、固定的な役割分担意識の払拭に継続的に努め、女性の潜在力を開放することが重要です。また、学術や科学技術の分野をはじめ、これまで主に男性・高齢者が支えてきた地域に、女性や若者など様々な人が活躍できる場を広げ、幅広い視点で地域づくりを進めることが求められています。

### 施策の方向性

地域の力を高める基礎となる人材の育成と地域での活動団体への支援を行います。また、市外や首都圏などからの移住を考える人を支援する仕組みや制度を整え、定住の促進を図ります。更に、農業分野の後継者の育成や新規就農者に向けた支援を行うとともに、農業分野での女性の活躍の場を拡大するため、家族経営協定の締結、農業委員会への女性委員の登用を進めます。児童生徒の教育に関しては、幅広い学術分野への興味が男女を問わず喚起される環境を整備します。

#### (1) 地域力を高める人材育成・コミュニティづくり

No.	事業名	事業内容	担当課
25	市民活動団体登録制度の周知と市民活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動を行っている団体の活動情報をホームページで公開し、市民活動への参加促進を行います。</li> <li>・Facebook 等も活用し団体登録制度を広く周知し、市民協働のまちづくりを推進します。</li> </ul>	市民協働課
26	女性団体との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が所属する団体と連携し、講演会等の運営や他市町村が主催する研修会等に参加するなど、男女共同参画社会の実現に向けた事業の推進と女性の積極的な行政参画を図ります。</li> </ul>	市民協働課

No.	事業名	事業内容	担当課
27	交通安全教育の実施	・「交通安全母の会下妻支部」、「交通安全協会下妻支部」を中心に、交通安全に関する事業を実施します。	消防交通課
28	地域温暖化防止活動推進員の活動支援	・地域や家庭において省エネ対策及び温暖化防止対策を実践する茨城県地球温暖化防止活動推進員の普及啓発活動を支援します。	生活環境課
29	母親クラブの活動支援	・子どもの健全育成のために、子育て家庭の自主的な交流及び地域活動を支援します。	子育て支援課
30	ボランティア活動の支援	・社会福祉協議会に所属するボランティアの育成や活動を支援するため、ボランティアセンターに補助金を支給します。	福祉課 (社会福祉協議会)

## (2) U・Iターンの促進

No.	事業名	事業内容	担当課
31	空き家バンク制度	・農地付き空き家も扱えるよう制度を拡充し、全国版空き家バンクのサイトに情報を登録するとともに、SNS 等を通して積極的に発信します。	企画課
32	U・Iターンワンストップ窓口設置事業	・Uターン・Iターン希望者に対して、地元及び近隣都市における求人情報や住宅支援情報、子育て支援情報などの総合的な窓口を設置するとともに、定住に特化した情報を作成し、転入支援を行います。	企画課
33	エコ住宅設備資金への補助	・脱炭素社会の実現に向け、住宅用太陽光発電システム設置補助金や環境配慮型新エネルギー設備導入補助金を支給します。	生活環境課
34	住宅リフォーム資金補助事業	・個人住宅におけるリフォーム工事（修繕、改築、増築、模様替え等）に対し、工事費の一部を補助します。	商工観光課



### (3) 未来の農業のエンジンとなる担い手づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
35	農業後継者育成支援事業	・農業後継者育成支援を進めます。	農政課
36	農業経営の法人化支援	・農業経営の法人化支援を進めます。	農政課
37	耕作放棄地対策事業	・担い手への農地利用集積・集約化を推進します。	農政課
38	新規就農者支援事業	・新規就農希望者に対する相談及び支援を進めます。	農政課

### (4) 農業分野における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
39	家族経営協定事業	・家族経営協定の締結を推進し、安定した農業経営の実現を支援します。	農政課
40	女性農業委員の登用	・女性の農業委員及び農地利用最適化推進委員の登用について、積極的に取り組んでいきます。	農業委員会事務局

### (5) 教育環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
41	学校ICT環境整備・維持管理	・児童生徒一人一人に寄り添った指導を男女の区別なく行うため、学校ICT環境の適切な整備・維持管理を行います。	学校教育課
42	教育備品整備の推進	・男女ともに児童生徒の基礎的・基本的な学習理解を助け、学校教育の効果を高めるため、教育備品の整備を推進します。	学校教育課
43	いばらきサイエンスキッズ育成事業	・将来の科学技術を担う「人財」を育成するため、教員の指導力を高め、理科授業の質を向上させるとともに、探求的な活動を充実させることにより、児童生徒の科学への興味・関心を高め、理科の学力向上を図ります。	指導課

No.	事業名	事業内容	担当課
44	鬼怒川水辺の楽校に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>鬼怒川河川敷を「水辺の楽校」として整備し、子どもたちの水辺の遊び、学習を支える仕組みをつくとともに、自然豊かな安全な河川環境を将来に残すための事業を推進します。</li> </ul>	都市整備課
45	青龍楽校	<ul style="list-style-type: none"> <li>鬼怒川大形橋上流を活動拠点として、自然体験や自然学習などを行います。</li> </ul>	生涯学習課



青龍楽校

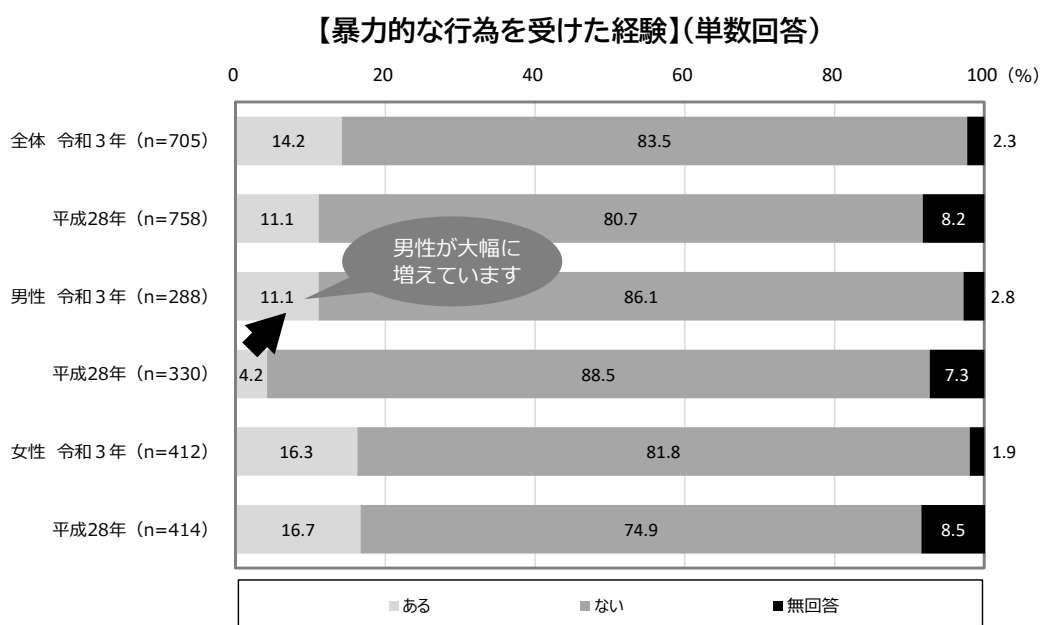


## 基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

### 施策の方向性1 あらゆる暴力の根絶

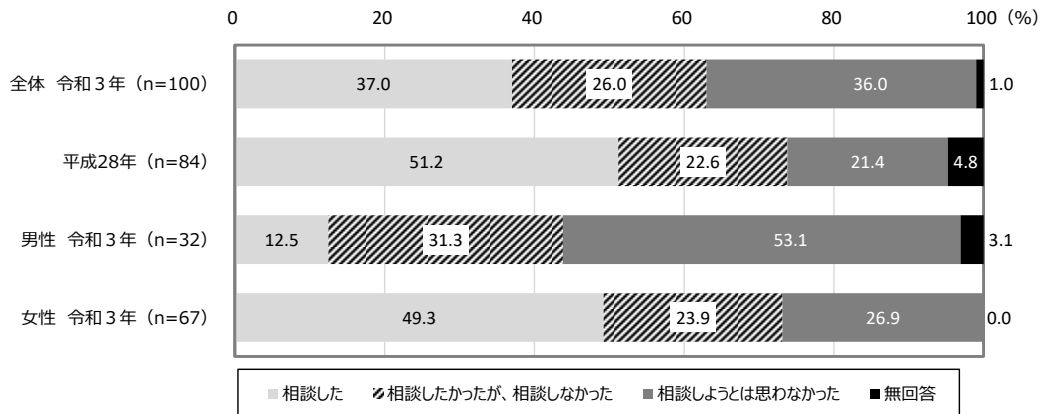
#### 現状と課題

被害者の性別を問わず、犯罪となる行為をも含む暴力的な行為は重大な人権侵害です。アンケート調査において、女性の16.3%と男性の11.1%が、暴力的な行為を受けたことが「ある」と回答しています。この割合は、前回の調査結果と比較して、女性についてはほぼ同様ですが、男性については大幅に増加しています。



また、暴力的行為を受けたあと、誰かに「相談した」人の割合は37.0%、「相談したかったが、相談しなかった」と「相談しようとは思わなかった」を合わせた『相談しなかった』割合は62.0%となっており、第3次推進プランで指標項目とした『相談しなかった』市民の割合は前回の44.0%から大きく後退しました。この差は、今回の調査で増加が著しい暴力的な行為を受けた男性で相談した人が12.5%に留まっていることが主な原因と考えられますが、いずれにしても暴力の根絶は、女性だけを対象とするのではなく、男性も含め対応することが重要となっています。

【暴力的な行為を誰かに相談したか】(単数回答)



### 施策の方向性

あらゆる暴力を根絶するために、DVやハラスメント、虐待などの防止に向けた啓発活動を推進するとともに、被害に遭った人への支援を行います。また、小中学生を対象とした人権教室や市民向けの人権に関する講演会を開催し、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めます。

#### (1) 身体的・精神的苦痛を含むあらゆる暴力の根絶、被害者の保護・支援に向けた環境づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
46	ドメスティック・バイオレンス防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者等に対する暴力が犯罪であることの社会的認識を徹底するため、啓発活動を行います。</li> <li>DV 被害者が相談しやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>	市民協働課
47	ハラスメント防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場や地域社会におけるパワーハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等を防止するための情報を、広報紙等を通して提供します。</li> </ul>	市民協働課
48	人権相談(困りごと)事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、法務局で常設している人権相談の外、毎月1回市役所で特設の人権相談を受け付けます。</li> </ul>	福祉課

No.	事業名	事業内容	担当課
49	児童虐待防止事業	・児童虐待防止推進月間(11月)に各児童福祉施設及び学校等に虐待防止のポスターやリーフレットを配布し、児童虐待防止の啓発普及を図ります。	子育て支援課
50	母子等保護の実施	・必要な相談や援助を行い母子の福祉の向上に努めます。身の安全を図るため、緊急性が高い母子等を一時的に保護するとともに、当該やむを得ない事由の解消等を図るよう努めます。	子育て支援課
51	女性相談事業	・夫の暴力等から生ずる家庭内の問題の相談を行います。	子育て支援課
52	児童・生徒対象の防犯教育の実施	・市内小中学校で、安全教育の一環として、学校行事や特別活動の時間に「不審者対応防犯教室・避難訓練」を実施します。	指導課

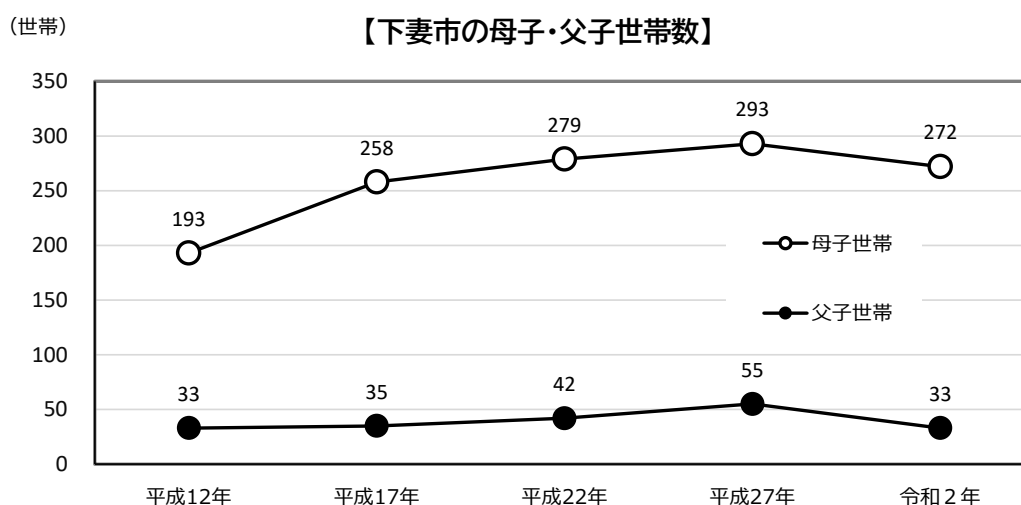
## (2) 男女が互いの人権を尊重する社会づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
53	人権教室の開催	・人権週間(12月4日～12月10日)にあわせ、市内小学校において人権教室を開催し、多様な考え方を認め合い、命の大切さや思いやりの心の醸成を図ります。	福祉課
54	人権教育講演会の開催	・人権教育推進のために、市民、市職員、市内小中学校の教職員等を対象に人権教育講演会を開催します。	福祉課

## 施策の方向性2 生活上の困難に対する支援と多様性の尊重

### 現状と課題

国勢調査における本市の母子・父子世帯数は、平成12年以降増加が続いていましたが、令和2年は、5年前の平成27年から母子世帯、父子世帯とも減少しました。しかし、特に困窮状況に陥りやすい母子世帯については272世帯と、依然、高水準で推移しています。



資料:国勢調査(各年10月1日時点) ※平成17年までは旧下妻市と千代川村の合計値

また、令和3年度版の男女共同参画白書<sup>7</sup>において、長引くコロナ下で顕在化した男女共同参画の課題が報告されており、その中には雇用情勢の悪化やひとり親世帯の窮状、DV相談件数の増加、女性自殺者の増加など、雇用や生活面に渡る問題が含まれています。

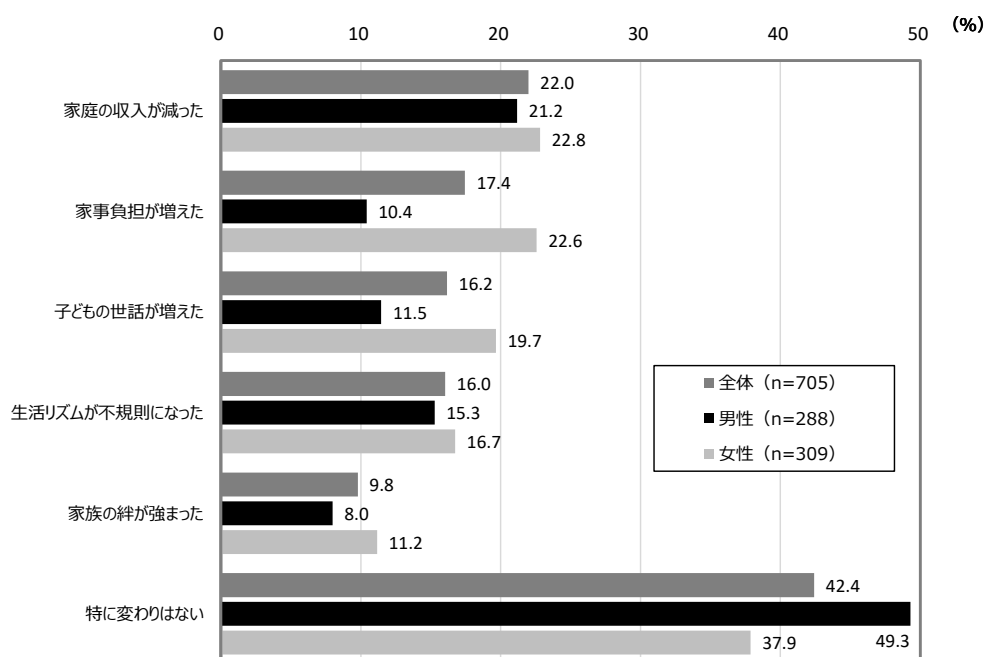
アンケート調査でも、新型コロナウイルスの感染拡大による生活上の変化について、「特に変わりはない」との回答が42.4%あるものの、2割を超える人は「家庭の収入が減った」と回答しています。また、特に女性では、「家事負担が増えた」、「子どもの世話が增えた」の回答が2割前後となっており、1割程度の男性との違いが際立っています。

更に近年、「生理の貧困」として、経済的理由で必需品であっても生理用品が買えない人の存在もクローズアップされています。

<sup>7</sup> 男女共同参画白書：男女共同参画基本法に基づき、内閣府男女共同参画局が発行する年次報告書。

人口の半数の女性や2,000名を超える外国籍市民などに対し、生活上の負担が一方的に偏ることのないよう、また、経済上の困難を抱えた人には、その困難が解消され、個人の様々な生き方が希望に沿って実現できるよう、切れ目のない支援を行うことが求められています。

【新型コロナウイルスの感染拡大による生活上の変化】(複数回答)  
※全体での5位までと「変わりはない」を掲載



### 施策の方向性

一人ひとりが、自己の希望に基づく生き方ができるよう、多様性を認め合いジェンダー平等（SDGs 目標5）の実現を目指したまちづくりを推進します。

また、生活上の困難や障害などによって子どもの将来が制約されてしまうことのないよう、経済的支援や相談支援、学習支援を行います。

(1) 持続可能で多様な生き方の実現

No.	事業名	事業内容	担当課
55	男女共同参画に関する情報の提供	・男女共同参画に関する情報を、市民にわかりやすいように、男女共同参画推進事業や広報紙等において提供します。	市民協働課
56	SDGs目標5 ジェンダー平等の実現	・2030年までの目標達成に向け、男女共同参画推進講演会等においてジェンダー平等の重要性を発信し、性別に関わらず多様な生き方ができるまちづくりを推進します。	市民協働課

(2) 困難を抱えがちな子どもへの支援

No.	事業名	事業内容	担当課
57	放課後等デイサービス事業	・学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行い、障害児の自立を目指し、放課後等の居場所づくりを促進します。	福祉課
58	特別児童扶養手当等の支給	・20歳未満で障害者手帳を取得した方に「特別児童扶養手当」や「重度心身障害児童福祉手当」について説明します。 ・広報紙やホームページで事業の周知を図り、適切に支給していきます。	福祉課
59	学習支援事業	・市内在住・在学の小学校4年生から中学校3年生までを対象に、毎週月曜日15時～18時まで、学習ボランティアが講師となり、勉強できる場を提供いたします。宿題や課題、その他お子さんの希望に応じて、5教科をサポートします。	福祉課 (社会福祉協議会)
60	子育て電話相談事業	・市内認可保育園において、子育てに関する電話相談を行います。(随時・無料)	子育て支援課
61	主任児童委員や民生委員・児童委員による子どもに関する相談活動の実施	・主任児童委員や民生委員・児童委員が子どもに関することを含めて各種の相談に対応することにより、地域に根ざした相談・支援体制の充実を図ります。(随時・無料)	子育て支援課



No.	事業名	事業内容	担当課
62	家庭児童相談室及び子ども家庭総合支援拠点の設置	・家庭児童の健全育成を図るため、家庭児童相談室を設け2人の相談員を配し、相談・指導業務を行います。あわせて子ども家庭総合支援拠点の機能により相談体制を強化します。	子育て支援課
63	幼児発達相談の実施	・乳幼児健診や保護者からの電話相談等において、相談や支援が必要な児(発達や発育、ことばの遅れ等心配のある乳幼児)とその保護者を対象に適切な療育指導と総合的な相談を行い、児の健全育成、保護者の育児支援を図ります。	保健センター
64	妊婦・乳児健康診査事業	・月齢に応じた発育・発達・栄養状態の確認、異常の早期発見と必要な項目を定期的に確認するため、妊婦・産婦・乳児・幼児に対し、健康診査を行います。	保健センター

### (3) 誰もが教育を受けることができる環境づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
65	スクールサポートセンター運営事業	・スクールサポートセンター配置した教育相談員が、通室支援・来室面談・学校訪問・家庭訪問を通して、児童生徒、保護者、教職員に対する相談支援体制の充実を図り、児童生徒の登校をサポートします。	指導課

### (4) 多様性を認め合うダイバーシティ社会<sup>8</sup>の実現

No.	事業名	事業内容	担当課
66	外国人への情報提供と支援	・茨城県国際交流協会が外国語で作成した「外国人のための生活ガイドブック」などの冊子やパンフレットを要望に応じて提供します。	企画課
		・外国人が子育てや災害等に関する情報を受信できるよう、10か国語の外国語に対応できるママサポしもつまアプリ（電子母子手帳）の登録を促進します。	保健センター

<sup>8</sup> ダイバーシティ社会：ダイバーシティ（Diversity）とは「多様性」のこと。ダイバーシティ社会とは、国籍や性別、性自認や性的指向などが様々な人々やそうした価値観を受容する社会。

No.	事業名	事業内容	担当課
67	多言語化への対応に係る事業	・ホームページを多言語対応とするほか、窓口に多言語翻訳機を設置します。手続きに関する各種案内について、必要に応じ多言語で対応します。	企画課 関係各課
68	日本語教室への支援	・ハローワーク主催の「しごとのための日本語」講座や、社会福祉協議会の「しもつま日本語教室」等への申込問い合わせの支援を行います。	企画課
69	性の多様性に関する情報提供と普及啓発	・多様性を認め合う社会に向けて、県が行う相談支援・差別禁止等各種施策に協力するとともに、正しい情報の普及啓発に努めます。	福祉課 関係各課
70	ホームヘルプ事業	・自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事の援助を行います。 ・通院の際に介助を行います。	福祉課
71	短期入所支援(ショートステイ)事業	・家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	福祉課
72	ひとり暮らし高齢者の支援	・「緊急通報システム」や「愛の定期便」等、ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう支援体制を整えます。	介護保険課
73	高齢者福祉タクシー利用料金助成事業	・高齢者の外出を促進し、閉じこもりの防止を図るため、タクシーの初乗運賃相当額を助成する券を交付します。	介護保険課
74	在宅福祉サービスセンター事業(あおぞらサービス)の支援	・高齢者の家事支援や外出介助等、社会福祉協議会が行う「在宅福祉サービス事業(あおぞら)」に補助金を支給します。	介護保険課 (社会福祉協議会)
75	英語教育推進事業	・「英語キャンプ」や「海外及び小中連携オンライン英語交流」等、グローバル社会に対応した人材の育成を目指し、英語教育推進事業を実施します。	指導課

## 施策の方向性3 生涯を通じた健康支援

### 現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、互いへの思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会を形成する上での大前提といえます。

心身の健康については自分自身が主体であるとの自覚を持ち、正確な知識や情報の入手とそれら情報に基づき行動することは、高齢になっても健康を維持・増進するために必要です。本市の令和2年の国勢調査での高齢者人口は1万2千人を数えています。人生百年時代といわれる現代、加齢に負けず健康寿命を延ばすことは、高齢者自身のみならず、社会全体のテーマといえます。

生涯には様々なライフステージがありますが、特に女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった各ステージで大きく変化するという特性があり、更に生殖可能な年代では、ひと月の中でも大きな変化が現れます。そうした変化を男性もよく理解し、社会で活躍する女性を見守り、支え、適切な配慮を行うことが必要です。

また、我が国では、自殺が10代の若者の死因の第1位<sup>9</sup>であることから、学童・思春期からの健康教育において、SOSの出し方教育を始めとする「生きる力を育む教育」が大切となっています。

### 施策の方向性

児童や生徒に対しては、知育・徳育・体育のバランスの取れた教育を推進します。また、結婚や妊娠の当事者世代に対しては、妊娠・出産にかかる不安解消のための支援や、不妊治療にかかる費用の助成を行います。更に、人生百年時代を見据え、生活習慣病や感染症の予防や高齢者の介護予防に向けた取組を推進し、健康寿命の延伸を目指します。

<sup>9</sup> 若者の死因：2020年の厚生労働省人口動態統計によれば、10～39歳までの5歳刻みの各年代の死因の第1位は自殺となっている。

(1) 「知・徳・体」バランスの取れた教育の推進

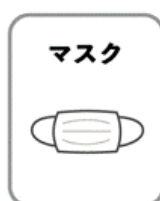
No.	事業名	事業内容	担当課
76	性に対する正しい知識の普及	・自分のからだに関心を持ち命の大切さを知ること、他人を思いやる心を育むこと、身体の発育や性と生殖に関する知識や理解を深めることを目的に市内各小中学校で性教育を実施します。	保健センター
77	特色ある学校づくり支援事業	・「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成を目指し、特色ある学校づくりを推進するため、体験活動・ボランティア等を通し、児童生徒の豊かな心を育成します。	指導課
78	「生きる力」をはぐくむ健康教育推進事業	・児童生徒の健康問題に対応するため、保健教育や健康教育を推進するための指導者研修会等を実施し、教員の資質向上と児童生徒の生きる力の形成を目指します。	指導課
79	学校施設開放事業	・利用者の安全確保を最優先に考え、施設の維持管理に努め、安全にスポーツ等を行える場所として学校施設(グラウンド及び体育館)を開放する予定です。	生涯学習課

(2) 結婚・出産の希望がかなう社会づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
80	いばらき出会いサポートセンター入会補助金の支給	・いばらき出会いサポートセンターに入会した若者に補助金を支給します。	市民協働課
81	出産育児応援給付金の支給	・令和3年度から、次代を担う子どもの誕生を祝福するとともに子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、新生児出産時に、出産育児応援給付金を支給します。	子育て支援課
82	不妊治療費助成事業	・不妊治療は経済的・精神的負担が大きいことから、健康保険が適用されるまでの間、不妊治療を受けた夫婦に治療費の一部を補助します。	保健センター

### (3) 人生百年時代を見据えた健康づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
83	介護予防教室の開催	・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、高齢者の健康づくり、生きがいづくりや介護予防を目的として、各種介護予防教室を開催します。	介護保険課
84	がん検診事業	・各種がん検診の受診率向上に努めます。 ・結果を生かし早期発見・早期治療につなげます。	保健センター
85	食育推進事業	・食を選択する力を育成し、健康的な食習慣を生涯にわたって継続できるよう、子育てにかかわる施設や地域のボランティアなどが連携・協力して食育を普及します。 ・生活習慣病予防やフレイル予防等、地域の健康づくりを推進します。	保健センター
86	感染症予防事業	・感染症の発生及び拡大防止に努め、感染症予防のための正しい知識の普及を推進します。 ・定期予防接種を実施し受診率向上に努めます。	保健センター
87	生活習慣病等重症化予防等健診	・健康管理への自覚を高められるよう、生活習慣病予防・改善のための基本健康診査・特定健康診査を実施します。健診後には、結果説明会を開催する他、教室・電話・窓口等で健康相談を実施します。	保健センター
88	運動教室の実施	・各自が運動の重要性や具体的な運動方法を知り、自分に合った運動を継続し、健康維持・増進、体力の向上が図れるよう支援することを目的に実施します。	生涯学習課



感染症予防のため、しっかりお願いします

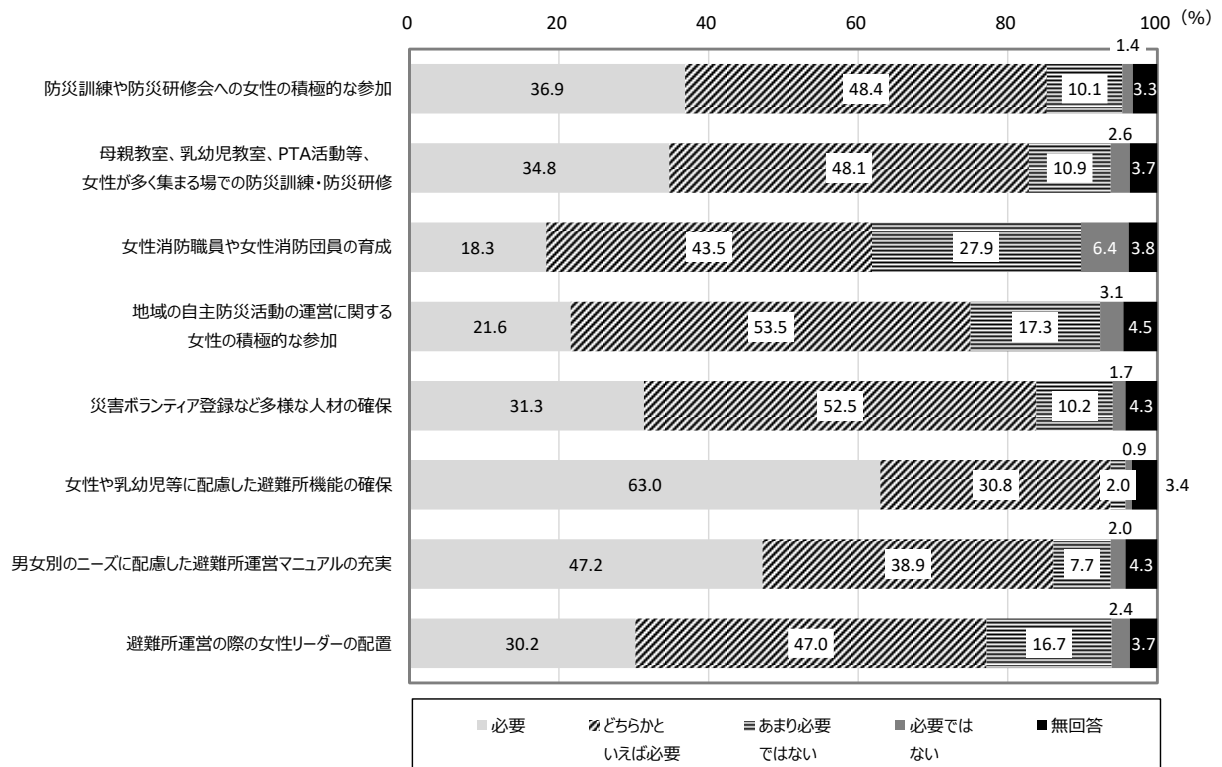
## 施策の方向性4 防災・復興における男女共同参画の推進

### 現状と課題

東日本大震災やその後各地で起きた集中豪雨など、大規模な自然災害が次々と発生するようになってきています。そうした災害に備え、防災・減災のための取組が行われていますが、取組の中に、男女共同参画の視点を取り入れることが、避難所において、セクシュアル・ハラスメントや性暴力の発生を未然に防止するためにも重要です。

アンケート調査で、今後の災害復興を含む防災活動で男女共同参画を推進するために「必要」または「どちらかといえば必要」との回答は「女性や乳幼児等に配慮した避難所機能の確保」が93.8%と最も多く、次いで「男女別のニーズに配慮した避難所運営マニュアルの充実」(86.1%)、「防災訓練や防災研修会への女性の積極的な参加」(85.3%)となっています。

【今後の防災活動への男女共同参画推進の必要性】(それぞれ単数回答)(n=705)



この調査結果において、「避難所運営の際の女性リーダーの配置」を必要と回答した人は 77.2%に留まっていますが、女性にしかわからない女性のニーズを避難所の運営に反映させるためには、女性がリーダーとして発言する必要があることを女性自身が理解し、行動することも必要です。

### 施策の方向性

防災計画の策定や自主防災組織の活動などへ女性委員の参加を促進し、男女共同参画の視点に立った内容となるよう努めます。また、消防団への女性の加入や婦人防火クラブ活動の充実を図り、防火活動等での女性の参画拡大を図ります。

#### (1) 防災意識の高揚と地域防災活動の支援・充実

No.	事業名	事業内容	担当課
89	男女共同参画の視点に立った防災計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画の改訂の際、男女共同参画の視点に立った改訂案の検討を行います。</li> <li>・女性委員等の参加を促進し、広く意見を聴取します。</li> </ul>	消防交通課
90	自主防災組織における女性視点での活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の結成時や活動に際し、女性の視点に立った活動や組織運営に取り組むよう、助言等を行います。</li> <li>・女性が参加しやすい講座等を検討します。</li> </ul>	消防交通課
91	消防団への女性の加入推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙等を活用し、消防団への女性の加入促進に努めます。</li> </ul>	消防交通課
92	婦人防火クラブの活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市主催の消防出初式、防災訓練、火災予防広報パレード等へ参加協力や住宅用火災警報器の設置促進広報活動など、防火・防災に関する活動を行います。</li> </ul>	消防交通課



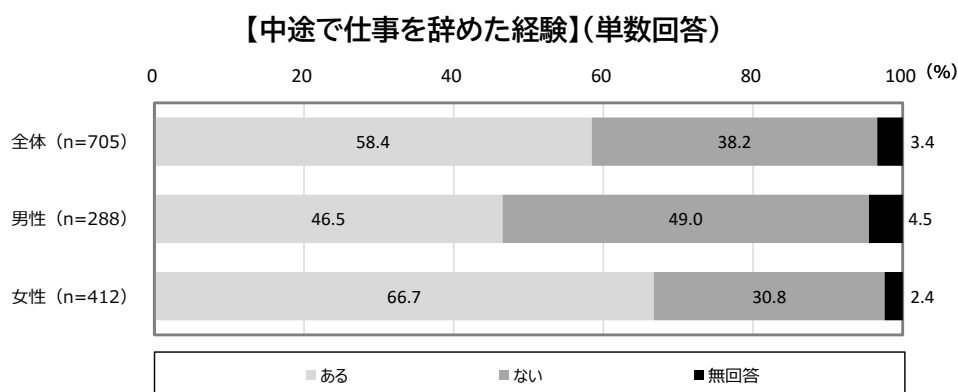
## 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

### 施策の方向性1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

#### 現状と課題

男女共同参画社会の形成のためには、社会の制度や慣行が男女双方について中立に働く必要があります。「下妻市男女共同参画推進条例」でも基本理念の2番目に「社会活動の選択への制度・慣行の影響の緩和」を置き、今なお、女性のみならず男性に対しても残る影響力の偏りを中立に近づけることを謳っています。

社会における活動や個人の生き方が一人ひとりの意思や希望に基づいて自由に選択できるようになるためには、働き方は重要な要素になりますが、就業に関するアンケート調査結果をみると、途中で仕事を辞めた経験がある女性は3人に2人おり、2人に1人の男性を大きく上回っています。

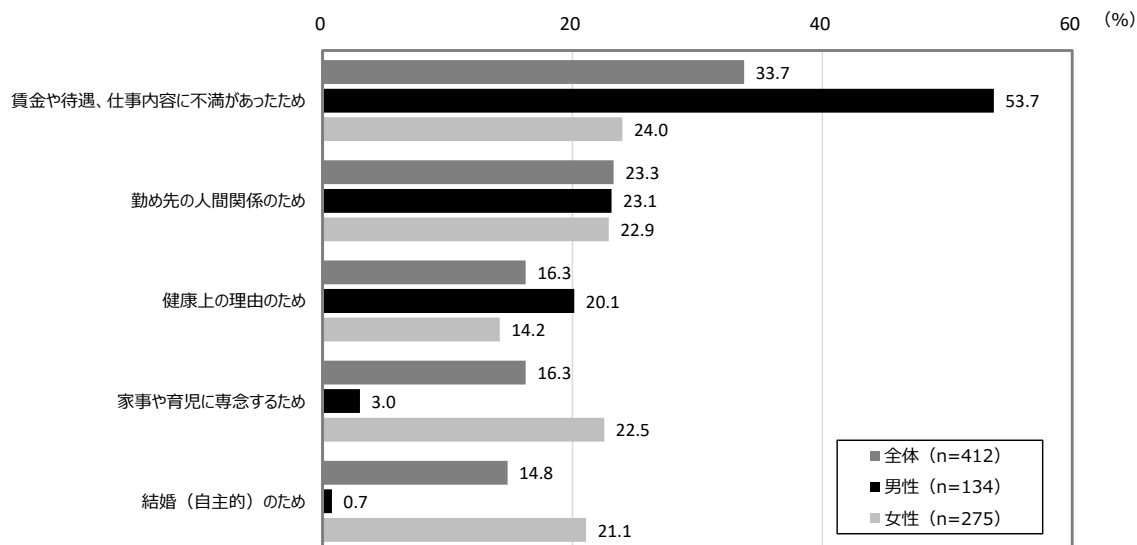


更に仕事を辞めた理由をみると、「勤め先の人間関係のため」や「健康上の理由のため」では男女の違いはそれほど大きくありませんが、「賃金や待遇、仕事内容に不満があったため」は女性が24.0%に対して男性は倍以上の53.7%と大きな違いがあります。また、「家事や育児に専念するため」(男性3.0%、女性22.5%)、「結婚(自主)のため」(男性0.7%、女性21.1%)、「家事や育児との両立が困難であるため」(男性1.5%、女性10.9%)などでは女性の割合が男性よりも極めて多く、様々な制度や慣行が男女に中立ではないことが明らかです。

こうした制度や慣行は、過去に目的や経緯をもって生まれたものであるため、その是正には、意識の改革に加えて、それぞれの制度が生まれた背景を踏まえた取組が必要となっています。



【途中で仕事辞めた理由】(複数回答) ※全体での5位までを掲載



施策の方向性

男女共同参画社会の基盤づくりとして、男女共同参画に関する様々な事業を推進するとともに、就業・起業への支援や子育て・介護への支援サービスの充実を図り、一人ひとりがその多様な生き方を実現できるよう努めます。

(1) 誰もが能力を發揮できる社会づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
93	男女共同参画関連事業の開催	・誰もがあらゆる分野で能力を發揮し活躍できる男女共同参画のまちづくりを目指し、各種事業や講座等を企画・開催します。	市民協働課
94	就業支援・職業能力の向上	・ハローワークや県と連携しながら、就業を希望する方への支援を行います。 ・各種技能資格取得講習会等の技能訓練に関する情報提供を行います。	商工観光課
95	起業支援セミナー	・創業を志す方を対象に、創業セミナー(しもつま創業塾)を開催します。講義を修了した方は、会社を設立する際に係る登録免許税の軽減措置など、様々な支援を受けることができる証明書の交付を行います。	商工観光課 (商工会)

(2) 安心して子どもを育てられる社会づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
96	チャイルドシートリサイクル事業の実施	・下妻地区交通対策連絡協議会(下妻市・八千代町)では、6歳未満の子どもにも着用が義務付けされているチャイルドシートの再利用促進と着用率向上のため、使用しなくなったチャイルドシートを再利用し、希望者に提供します。	消防交通課
97	防犯活動(防犯ボランティア活動)の推進	・市民が、安全で安心な地域づくりに寄与することを目的として、自己の健康増進のために行うウォーキングなどとあわせてパトロールを行うことを推進します。 ・お知らせ版やホームページ等を利用し、制度の周知を行い、新規加入の促進を図ります。	消防交通課
98	地域子育て支援センターの整備・活動事業	・市内2カ所の支援センターと「わいわいハウス」を利用した出張ひろば型支援センター1カ所を委託運営し、子育てについての相談、情報提供、助言等を行います。	子育て支援課
99	児童手当の支給	・中学校修了前の子どもを養育している方に対して児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的に手当を支給します。	子育て支援課
100	利用者支援専門員の配置	・地域の子育て支援事業等の情報提供及び、必要に応じ相談・助言を行うため、利用者支援専門員を配置し、関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援課
101	母子・寡婦自立支援事業	・高等職業訓練促進給付金等事業を実施し、ひとり親家庭の母または父が就職に有利で生活安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で1年以上就学する場合に給付金を支給します。	子育て支援課
102	児童扶養手当の支給	・父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない18歳の年度末までにある児童を養育する家庭の生活安定と自立の促進を図るため手当を支給します。	子育て支援課
103	母子寡婦福祉会の活動支援	・母子家庭及び寡婦の交流を推進し、その福祉向上を図るための活動を支援します。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
104	保護者対象の学習講座の実施	・妊娠期、子育て期の不安解消や知識の習得、保護者の交流の場として、さまざまな講座を参加しやすいように計画します。お子さんの年齢にあったものや保護者の関心が高い内容、子どもの事故予防や救急時の対応など実施していきます。	保健センター
105	健康教育の実施	・幼稚園、保育施設、各学校、各種団体、関係機関等からの依頼を受け、健康・栄養・性教育、子ども自身で考える力や行動変容の力が身につくよう、講話等の内容も研鑽しながら実施していきます。	保健センター
106	赤ちゃん訪問	・生後2か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	保健センター
107	医療福祉制度による医療費助成事業	・妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者等の健康の保持増進と生活の安定のため、医療費の一部を助成します。	保険年金課
108	子どもを守る110番の家事業	・誘拐やわいせつ行為等の事件事故から子どもを守るため、警察や小中学校、PTA等と連携しながら、通学路に面した一般家庭や商店、コンビニエンスストア等を緊急避難場所として、子どもを守る110番の家事業を行います。	指導課
109	見守りボランティア活動事業	・登下校時の事件事故から児童・生徒を守るため、見守りボランティアがウォーキングなどとあわせて見守りを行います。	指導課
110	ブックスタート事業	・赤ちゃんのときから絵本に親しむことにより、豊かな心を育むとともに、親子が絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくることを目的として実施します。 ・保護者に絵本を介して赤ちゃんに語りかけることの大切さ、読み聞かせの方法等について話をし、絵本についてのアドバイスブックと絵本1冊をプレゼントします。	図書館 子育て支援課 保健センター

No.	事業名	事業内容	担当課
111	ファミリーサポートセンター事業	・安心して育児ができるよう、臨時的、補助的な保育希望に対し託児サービス等を行います。	子育て支援課 (社会福祉協議会)

### (3) 地域包括ケアシステムの構築

No.	事業名	事業内容	担当課
112	地域包括支援センター事業	・高齢者の相談に早期に対応できるよう、医療、介護保険関係機関との連携づくりを行います。	介護保険課
113	子育て世代包括支援センター事業	・子育て世代が安心して妊娠・出産及び子育てができるよう、母子保健に関する専門職が相談や個別プランを作成し、継続的な保健指導を実施することにより、切れ目ない支援を行います。	保健センター

## 施策の方向性2 教育・メディアを通じた男女共同参画への意識改革

### 現状と課題

これまで男女共同参画を推進する様々な取組が進められ、法制度の整備も行われてきましたが、国、県、本市、いずれのアンケート調査<sup>10</sup>においても、社会全体における男女の地位の平等感については、「男性優遇」に大きく傾いたままになっています。その背景には、働き方や暮らしの根底に、往々にして幼少の頃から長期にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が、あることが挙げられます。

意識が変わり、無意識の思い込みに気づき、固定観念にとらわれなくなることは、一人ひとりがお互いを尊重しながら、人生を主体的にその人らしい選択をしながら生きることにつながっていきます。それは女性にだけ付与される新たな機会ではなく、男性にとっても、主たる稼ぎ手であるべきという固定的な姿から、家庭や地域などの生活の場に積極的に関わることができる機会となるものです。

そのため、子ども時代をはじめ、様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また押し付けない取組、男女双方の意識を変えていく取組が重要となっています。

### 施策の方向性

市民の豊かな人生の実現を支援するために、必要な生活情報の提供やキャリア教育を実施するとともに、生涯にわたる学習機会の提供と充実に努めます。

また、児童生徒の ICT メディアリテラシー<sup>11</sup>向上のため、情報モラル教育を推進します。

<sup>10</sup> アンケート調査：国の調査は、令和元年に内閣府が実施した「男女共同参画に関する世論調査」、茨城県の調査は、令和元年に県が実施した「茨城県男女の働き方と生活に関する調査」、本市の調査は、平成 23 年、平成 28 年、令和 3 年に実施した「下妻市男女共同参画に関する市民意識アンケート調査」。

<sup>11</sup> ICT メディアリテラシー：ICT(Information and Communication Technology／情報通信技術)を活用して、目的に応じて的確に調べものをしたり、人と適切にコミュニケーションをとったり、インターネットを使って買い物をするなどのことが円滑に行える複合的な能力のこと。

### (1) 一人ひとりが尊重される社会づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
114	行政相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月1回の相談所開設を原則として、行政サービスに関する苦情や意見・要望等の相談を行います。</li> <li>市内イベント等に参加し、会場で行政相談制度のPR活動を行います。</li> </ul>	秘書課
115	広報紙やSNSを活用した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に分かりやすい情報発信に努め、市民の生活に必要な情報等について、広報紙やLINE・FacebookなどのSNSを活用し、速やかに情報提供ができる体制づくりを進めます。</li> </ul>	秘書課

### (2) キャリア教育による将来の目標づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
116	職場体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>働くことについて興味を持ち、理解を深めてもらうため、生徒の職場体験や学生のインターンシップ等について、積極的に受け入れを行います。</li> </ul>	総務課
117	社会科見学・中学生社会体験事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育の一環として、地域の協力を得て、社会科見学や職場体験など様々な体験活動を行うことにより、望ましい職業観をはじめ、他者とのかかわりや思いやり、社会のルール等を学び、主体的、創造的に生きていくことができる資質や能力を育成します。</li> </ul>	指導課
118	個を生かすキャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校段階から児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進するため「いばらきキャリア・パスポート」の活用と充実を図ります。</li> </ul>	指導課

### (3) 生涯にわたる学びのすすめ

No.	事業名	事業内容	担当課
119	出前講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民への生涯学習の機会を提供する方法の一つとして、「下妻市生き生き出前講座」を実施します。市職員が身につけた専門知識を研修会や学習の場において提供します。(受講料無料)</li> </ul>	生涯学習課

No.	事業名	事業内容	担当課
120	生涯学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人ひとりのライフステージに応じたさまざまな学習意欲の要望に応え、市民の生涯学習活動を支援します。</li> <li>・生涯学習の推進に向けて、市民の意識向上に努め、学習活動を積極的に提供します。</li> </ul>	生涯学習課
121	芸術文化事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の発表・作品展示などの機会を創出するために市民文化祭を開催します。</li> <li>・多くの市民に楽しんでいただけるような芸術鑑賞の機会提供に努めます。</li> </ul>	生涯学習課
122	博物館事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと博物館の常設展示の資料を少しずつ変更する等、市民が親しみやすい施設の運営に努めます。</li> </ul>	生涯学習課
123	生涯スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が健康で豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ関係団体の支援、スポーツイベントの開催、施設の整備・運営など、スポーツの振興を図るための施策を進めていきます。</li> </ul>	生涯学習課
124	図書館事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に親しまれる生涯学習・情報発信の拠点として、また市民の教養・調査研究に応えるために資料および情報の収集・保存・提供などサービスの充実と向上に努めます。</li> <li>・図書館を広く知ってもらい足を運んでもらえるように、おはなし会・映画会などを開催するとともに、読書活動を推進し、読書に親しむ環境づくりを進めます。</li> </ul>	図書館
125	公民館事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯を通じて学び、生きがいを持てるような各種教室を、市内公民館・市民センター等で開催します。</li> </ul>	公民館

#### (4) 正しいメディアとのつきあい方

No.	事業名	事業内容	担当課
126	情報モラル教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の発達段階等に応じた情報モラル教育の充実を図ります。</li> </ul>	指導課

## 数値目標

本プランでは、第3次下妻市男女共同参画推進プランで掲げた指標を基本として「指標項目」を選定し、令和3年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査等の結果に照らし、令和8年度及び令和13年度の「目標値」を次のとおり設定します。

指標項目	実績値	目標値	
	令和3年度	令和8年度	令和13年度
審議会等の女性の登用率	25.5%	30%	40%
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない市民の割合	64.2%	85%	100%
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	50.5%	70%	80%
DV 被害を受けた人のうち「相談しなかった」市民の割合	男性：84.4% 女性：50.8%	男性：50% 女性：30%	男性：20% 女性：20%
男女共同参画社会基本法という言葉を見たり聞いたりした市民の割合	35.3%	40%	50%
自治会など地域活動の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	22.7%	30%	40%
ワーク・ライフ・バランスという言葉を見たり聞いたりした市民の割合	44.4%	50%	60%
男性が育児休業を積極的に取得した方がよいと思う市民の割合	54.0%	85%	100%



## 第5章 プランの推進

---

1. プランの推進体制
2. プランの進行管理体制

## 1. プランの推進体制

### (1) 下妻市男女共同参画推進委員会

男女共同参画社会の実現に向けた取組を、家庭や学校、地域や企業など様々な場所でそれぞれ推進するために、市民が構成員として参画する「下妻市男女共同参画推進委員会」を運営し、「下妻市男女共同参画推進プラン」の策定及び変更、男女共同参画施策の推進状況等を審議します。

### (2) 庁内推進体制

男女共同参画社会づくりには、広報・就労・保健・医療・福祉・防災・まちづくりなど、社会を形作るための様々な分野に係る施策が展開されます。そのため、庁内においては、副市長を会長とした「男女共同参画庁内推進会議」を運営するとともに、職員で構成する「検討会」を設置し、全庁的体制でのプラン推進を図ります。

### (3) 関係機関との連携

市民や男女共同参画に係る市内の団体・ボランティア団体、企業等と連携し、男女共同参画推進プランの着実な推進を図ります。

また、就労や医療等、市が単独で実施することが困難または広域的に行うことがより効果的である施策等については、国や県の関係各機関の指導や助言、協力を仰ぐとともに、近隣自治体との情報交換や連携も図ります。

## 2. プランの進行管理体制

本プランの進行管理は、これまでと同様、毎年度、施策及び実施事業の進捗状況をとりとまとめ、達成度や効果・課題等を分析し、必要に応じて事業を見直していく PDCA サイクルにより実施します。

また、その結果については年次報告書を作成し、市民に公表します。

## 資料編

---

1. 計画の策定経過
2. 下妻市男女共同参画推進条例
3. 下妻市男女共同参画推進条例施行規則
4. 下妻市男女共同参画推進委員名簿
5. 下妻市男女共同参画庁内推進会議設置要綱
6. 相談窓口一覧（茨城県）

## 1. 計画の策定経過

年 月	内 容
令和3年8月26日（木）	令和3年度下妻市男女共同参画推進委員会第1回会議 （書面開催） ・ 令和2年度下妻市男女共同参画推進プラン進捗状況報告について ・ 第4次下妻市男女共同参画推進プランの策定について ・ 令和3年度男女共同参画推進事業について
令和3年9月15日（水） ～9月30日（木）	下妻市男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ・ 回収票数 705 票／回収率 47.0%
令和3年11月17日（水）	第2回下妻市男女共同参画推進プラン策定検討会議 ・ 第4次下妻市男女共同参画推進プラン（仮称）2022～2031 について
令和3年12月17日（金）	令和3年度下妻市男女共同参画推進委員会第2回会議 ・ （仮称）第4次下妻市男女共同参画推進プランの策定について ① 計画内容の概要 ② 市民アンケートについて ③ スローガン ・ 令和3年度男女共同参画推進事業「川柳・標語」入賞作品の審査について
令和4年1月25日（火） ～2月14日（月）	第4次下妻市男女共同参画推進プラン（案）に関するパブリックコメントの実施
令和4年3月16日（水）	令和3年度下妻市男女共同参画推進委員会第3回会議 ・ 第4次下妻市男女共同参画推進プラン（案）について ① パブリックコメントの意見・回答について ② 計画書について ③ 概要版について ・ 令和3年度下妻市男女共同参画推進事業（実績）について ・ 令和4年度下妻市男女共同参画推進事業計画について

## 2. 下妻市男女共同参画推進条例

平成 24 年 3 月 30 日

条例第 1 号

### 目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 市の基本的施策(第 8 条—第 14 条)

第 3 章 男女共同参画推進委員会(第 15 条・第 16 条)

第 4 章 雑則(第 17 条)

付則

国民は、法の下に平等であり、性別によって政治的、経済的又は社会的な関係において、差別されないことが日本国憲法にうたわれています。

我が国においては、この日本国憲法の下、国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきましたが、なお一層の努力が必要であることから、男女共同参画社会の実現は、21 世紀の日本における最重要課題に位置付けられています。

下妻市においても、国及び茨城県の取組を受け、推進体制の整備、下妻市男女共同参画推進プランの策定、女性団体の育成等について、全庁的な取組の下に推進してきました。

私たちは、これまで市民が培ってきた歴史・伝統・文化及び市民を育ててきた自然・風土に基づく下妻市独自の地域性を大切にしながら、一人一人の個性と能力を生かし、充実した生き方を選択できる男女共同のまちづくりを目指します。

ここに、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別に関わりなく個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と就業その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行えるようにすること。
- (5) 国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民、事業者、国及び茨城県と相互に連携して取り組むよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に関する理解を深め、男女共同参画の実現に向けて取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その労働者の職業生活と家庭生活との両立が性別に関わりなく図られるようにするため、就労環境の整備に努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する行為の防止)

第7条 全ての人は、性別を理由とする権利侵害を行ってはならない。

- 2 全ての人は、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

## 第2章 市の基本的施策

### (基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、第15条に規定する下妻市男女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたとき、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

### (進捗状況の公表)

第9条 市長は、毎年、市が実施した男女共同参画の推進に関する施策の進捗状況について公表しなければならない。

### (調査及び研究)

第10条 市は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

### (広報活動)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報活動を行うものとする。

### (市民及び事業者に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画社会の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

### (意見の申出)

第13条 市民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての意見を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による意見の申出を適切かつ迅速に処理するものとする。

### (附属機関等における積極的改善措置)

第14条 市は、附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。)その他これに準じるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講じるよう努め、積極的に女性の登用を図るものとする。

## 第3章 男女共同参画推進委員会

### (設置)

第15条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、下妻市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 16 条 推進委員会は、次に掲げる事項に関し市長に意見を述べることができる。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の推進状況に関すること。
- (3) 第 13 条第 1 項の意見に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項に関する  
こと。

#### 第 4 章 雑則

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている第 2 次下妻市男女共同参画推進プランは、第 8 条第 1 項に規定する基本計画とみなす。



### 3. 下妻市男女共同参画推進条例施行規則

平成 24 年 3 月 30 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下妻市男女共同参画推進条例(平成 24 年下妻市条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見の申出)

第 2 条 条例第 13 条第 1 項に規定する意見の申出(以下「申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した男女共同参画に係る意見申出書(様式第 1 号。以下「申出書」という。)を市長に提出することによって行うものとする。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 申出日

(2) 申出をするものの住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名)並びに電話番号

(3) 申出の趣旨及び理由

(4) 当該申出に関する他の機関への申出の状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(調査の実施)

第 3 条 市長は、前条の申出を受けたときは、次に掲げる事項を除き、調査を行うものとする。

(1) 判決等により確定した事項及び裁判等において係争中の事案に関する事項

(2) 不服申立てに対し、行政庁において審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 17 条の規定による紛争の解決の援助の対象となる事案に関する事項

(4) 議会に対し、請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 他のものからの申出により既に処理をした事案に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、処理することが適当でないと市長が認める事項

2 市長は、前項の調査を行うときは、下妻市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)の意見を聴くことができる。

(申出処理の通知)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の規定により申出に対する処理を行うとともに、その内容を男女共同参画に係る意見処理通知書(様式第 2 号)により、当該申出をしたものに通知するものとする。

(推進委員会の組織)

第5条 推進委員会の委員(以下「委員」という。)は、10人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう配慮しなければならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係機関及び団体の構成員
- (4) 市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第7条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 推進委員会の庶務は、男女共同参画主管課で処理する。

(推進会議の運営)

第11条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に委嘱された下妻市男女共同参画推進委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、この規則の施行の日に、第 5 条第 2 項の規定により、推進委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第 6 条の規定にかかわらず、平成 25 年 7 月 31 日までとする。
- 3 この規則の施行の際、旧委員会の委員長及び副委員長に選任されたものは、それぞれ、第 7 条第 2 項の規定により推進委員会の委員長及び副委員長に選出されたものとみなす。

付 則(令和 3 年規則第 6 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

#### 4. 下妻市男女共同参画推進委員名簿

任期：令和3年8月1日～令和5年7月31日

氏名	所属等	選出区分（※）
◎ 軽部 守彦	茨城県男女共同参画推進委員	第5条の2（1）
鈴木 牧	下妻市議会議員	第5条の2（2）
入江 秀明	金融機関代表（筑波銀行高道祖支店長）	第5条の2（3）
石嶋 秀浩	下妻市商工会青年部副部長	第5条の2（3）
圓崎 佳江	下妻市校長会（総上小学校長）	第5条の2（3）
松澤 舞	下妻市社会福祉協議会主幹	第5条の2（3）
大塚 武雄	J A常総ひかり理事	第5条の2（3）
○ 塚田 ヒロ子	下妻市女性団体連絡会委員	第5条の2（4）
稲葉 徳男	公募委員	第5条の2（4）
中西 祥子	下妻母親クラブ	第5条の2（5）

◎：委員長

○：副委員長

（敬称略）

（※）下妻市男女共同参画推進条例施行規則

## 5. 下妻市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市における男女共同参画社会実現に向け、計画的かつ総合的に施策を推進するため、下妻市男女共同参画庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1)男女共同参画推進プランの策定に関すること。
- (2)男女共同参画推進プランに関する施策の総合調整及び推進に関すること。
- (3)その他男女共同参画に関し、必要と認められる事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長には副市長、副会長には教育長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代理する。
- 5 委員には、別表に掲げる者をもって充てる。

### (推進会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (検討会)

第5条 推進会議に、第2条に規定する事項を調査研究させるため、検討会を置く。

- 2 検討会の構成員は、16名とし各部より各2名、市長部局外より2名選出するものとする。
- 3 検討会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員のうちから互選により定める。
- 4 会長は、会議を招集し、会議における調査、検討等の経過及び結果を推進会議に報告するものとする。

### (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。  
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成21年10月6日から施行する。  
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 別 表(第3条関係)

市長公室長  
総務部長  
市民部長  
保健福祉部長  
経済部長  
建設部長  
議会事務局長  
教育部長

## 6. 主な相談窓口

### ダイバーシティ推進センター【ポラリス】（茨城県女性活躍・県民協働課）

#### ■女性のための総合相談

内容：家族、夫婦、職場、地域等での悩み事など男女共同参画に関する苦情や意見  
日時：火曜日から土曜日 午前9時から午後5時まで（祝祭日及び年末年始を除く）  
方法：面接（要予約）、電話（029-233-7837）

#### ■女性のためのキャリア相談

内容：働く女性のキャリア形成や仕事とライフイベント（結婚・妊娠・子育て等）の両立など、キャリアに関する相談  
日時：毎週水曜日 午前9時から午後5時  
方法：面接（要予約）、電話（029-233-7837）  
Eメール（josei-kenmin3@pref.ibaraki.lg.jp）

#### ■女性のための法律相談

内容：離婚や借金、交通事故、相続などに関する法律相談（女性弁護士が対応）  
日時：第2金曜日午後1時から4時  
方法：面接（要予約）※予約電話（0209-233-3982）

#### ■チャレンジ相談

内容：再就職や起業、キャリアアップ、地域活動など、様々なことにチャレンジして  
いこうとしている方からの相談  
日時：火曜日から土曜日 午前9時から午後5時（祝祭日及び年末年始を除く）  
方法：面接（要予約）、電話（029-233-3982）、FAX（029-233-1330）、  
Eメール（josei-kenmin3@pref.ibaraki.lg.jp）

#### ■多様な困難を抱える女性のためのよりそい相談

内容：いじめ、女性差別、ハラスメントなどによる悩み、トラウマを抱え、社会参加や  
就業ができていない女性からの相談、ちょっと聞きたいことや聴いてもらいたい  
ことなど（専門のよりそい相談員が対応）  
日時：毎週木曜日 午前9時から午後5時まで（祝祭日及び年末年始を除く）  
方法：面接（要予約）、電話（029-233-7837）

### 茨城県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）

内容：配偶者や交際相手からの暴力、ストーカー被害、出会い系サイト、家庭内の不和・  
離婚、AV出演強要などの悩み

日時：

電話相談 平日 午前9時から午後9時、土日祝日 午前9時から午後5時まで  
（祝祭日及び年末年始を除く） 電話（029-221-4166）

来所相談（要予約） ※時間は平日・土日祝日とも午前9時から午後5時まで

## 茨城県警察

### ■女性専用相談電話

内容：DV・ストーカー・リベンジポルノに関する女性からの相談（女性警察官が対応）

日時：24 時間

方法：電話（#9110 または 029-301-8107）

### ■県民安心センター総合相談

内容：犯罪等による被害の未然防止に関する相談、安全と平穏に関する相談、警察に対する要望・意見

日時：24 時間

方法：電話（#9110 または 029-301-9110）

### ■勇気の電話

内容：性犯罪被害に関する相談

日時：24 時間

方法：電話（#8103 または 029-301-0278）

## 性暴力被害者サポートネットワーク茨城(※)

※性暴力の被害にあわれた方が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援をすみやかに受けられるよう「公益社団法人 いばらき被害者支援センター」「茨城県産婦人科医会」「茨城県医師会」「茨城県警察」「茨城県」の5者が連携するネットワーク

内容：性暴力の被害にあわれた方や、その家族の方などからの相談

日時：平日 午前 10 時から午後 5 時（土日祝日及び年末年始を除く）

方法：電話（#8891 または 029-350-2001）、面接（電話相談後）

Eメール（higaishasoudan@pref.ibaraki.lg.jp）※メール受信後、相談員が連絡

## 下妻市の主な相談窓口

### ■家庭児童相談室（子育て支援課内）

内容：子どもの養育、育児、障害など児童に関するあらゆる問題

日時：月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

方法：電話（0296-45-8121）FAX（0296-30-0011）

### ■スクールサポートセンター

内容：不登校、学校不適應傾向にある児童生徒の相談

日時：月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分

方法：電話（0296-30-1919）FAX（0296-45-8998）



---

---

## 第4次下妻市男女共同参画推進プラン

認め合い みんなで進める幸せ社会

～ とともに輝き とともに幸せ ～

令和4年3月

発行・編集:下妻市 市長公室 市民協働課

〒304-8501 茨城県下妻市本城町 2-22

TEL:0296-43-2114 FAX:0296-43-4214

E-mail:kyodo@city.shimotsuma.lg.jp

ホームページ:<https://www.city.shimotsuma.lg.jp>

---

---







下 妻 市